

1. 議事日程(第3日目)

(平成18年度安芸高田市予算審査特別委員会)

平成18年 3月15日
午前10時00分 開議
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案第52号 平成18年度安芸高田市一般会計予算

(2) 議案第53号 平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。(21名)

委員	明 木 一 悦	委員	秋 田 雅 朝
委員	田 中 常 洋	委員	加 藤 英 伸
委員	小 野 剛 世	委員	川 角 一 郎
委員	塚 本 近	委員	赤 川 三 郎
委員	松 村 ユキミ	委員	熊 高 昌 三
委員	青 原 敏 治	委員	金 行 哲 昭
委員	杉 原 洋	委員	入 本 和 男
委員	山 本 三 郎	委員	今 村 義 照
委員	玉 川 祐 光	委員	岡 田 正 信
委員	渡 辺 義 則	委員	亀 岡 等
委員	藤 井 昌 之	議長	松 浦 利 貞

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名(19名)

市 長	児 玉 更太郎	助 役	増 元 正 信
収 入 役	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
市 民 部 長	廣 政 克 行	市 民 生 活 課 長	佐 々 木 亮
税 務 課 長	山 本 数 博	収 納 対 策 担 当 主 幹	出 口 秀 章
収 納 係 長	野 村 政 彦	人 権 推 進 課 長	毛 利 宣 生
人 権 推 進 係 長	中 田 義 和	福 祉 保 健 部 長	福 田 美 恵 子
保 健 医 療 課 長	川 井 清 登	国 保 医 療 係 長	田 村 政 司

健康推進係長	久保ヒトミ	美土里支所長	立川堯彦
高宮支所長	猪掛智則	甲田支所長	武添吉丸
向原支所長	益田博志		

5. 職務のため出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	国岡浩祐		

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

熊高委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、昨日に引き続いて会議を再開いたします。

ただいまの出席委員は21名でございます。定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりでございます。

まず、議案第52号、平成18年度安芸高田市一般会計予算のうち、市民部にかかわる部分を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

廣政市民部長。

廣政市民部長 おはようございます。

平成18年度の市民部におきます一般会計予算の概要を私の方から申し上げます。金額等、重複いたしますので、大まかにご説明いたしまして、それぞれ各3課の課長の方からご説明を後ほどいたしますので、よろしくお願いたします。

新年度の予算の編成につきましては、全般的には予算編成の方針に沿いまして、通常業務の必要経費が主なものとなりました。歳入につきましては、主なる一般財源としましては市税、また使用料、手数料、それぞれ諸収入が主なものでありますが、まず、税としましては固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、入湯税で、32億1,842万2,000円を計上したところでございます。対前年度では954万8,000円の減額になりまして、対比0.3%の減額であります。要因といたしましては、固定資産税の家屋、また法人税関係での国の経済情勢は、都市部を中心に回復傾向にあると言われているところではございますが、現実にはその回復力に地域間ではそれぞれ差が生じておるところであります。本市におきましても、先行きが依然として不透明なところから、税収入の伸びは見込まれないと判断したところであります。

また、滞納整理でございますが、公平、適正の原則を堅持する中で、債権確保を図るため、平成16年7月に本部長を助役を充てて、安芸高田市税等滞納整理対策本部を設置したところであります。後ほどこの件につきましても担当課長の方からご説明いたしますが、大体合併時には約1,800人程度の滞納者がおられまして、この人数を減らしていくということが主な、この1年であったように思います。

また、使用料、手数料につきましては、火葬場の使用料、また徴税手数料、戸籍住民基本台帳手数料、それぞれ前年度並みでお願いしているところであります。

諸収入の住宅新築資金貸付元利収入につきまして主なるものですが、この元利収入につきましても貸付金の件数等に減少しているところでありまして、対前年度減額しておるところでございますが、本件につきましても市税と同様に滞納対策本部とあわせて徴収に努力しているところであり

ます。

経済の低迷、債務者、また保証人の高齢化などが徴収の苦慮している原因となっております。後ほど担当課長の方からご説明いたします。

次に、歳出でございますが、平成18年度の当初予算説明書の方にございますとおり、10ページから11、12ページが本部の方になります。この青い分の件ですが、まず、市民生活課関係で説明いたしますと、通常の戸籍住民、環境衛生業務が主なものでありまして、新規事業で申しますと、かねて旧甲田町時の懸案でありました文教厚生常任委員会に付託しております議案第15号での地方公共団体の特定の事務の郵便局におきます取り扱いを甲田支所管内、小田郵便局を1カ所追加するものであります。現在、市内におきましては5カ所、行っておりますが、年間利用の少ないところもあり、見直しの必要も考慮していく必要があると、このように考えております。

次に、税務関係でございますが、市税の賦課徴収業務を中心としての業務になります。国の三位一体改革が本格化する中での地方財政の歳入の安定的、また基幹的税収であります固定資産税の重要性は今日ますます高まってくると認識しているところであります。同じ評価額の土地であれば同じ税負担、資産の価値に応じて課税をするという固定資産税の性格に鑑みれば、最も基本的な姿であると認識いたしております。

課税の公平化、また適正化を図る点から、平成17年度より市内の宅地、雑種地、約2万件弱の現況調査、固定資産評価適正化事業に引き続き取り組んでまいり、平成21年度課税を目指して進めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、人権推進課の関係でございますが、新市発足以来、すべての人の基本的な人権が尊重され、差別なく住民がともに生きる人権尊重社会の実現を目指していくことは、まちづくりの基本理念としての業務を執行しているところでございます。本市におきましては、行政と市民の協働のまちづくりを目指しているところでございますが、市の将来像、「人輝く・安芸高田」の実現は人権尊重をまちづくりの基底として、市として統一した理念のもと、市民と連携をして人権尊重のまちづくりに取り組むことを前提として、安芸高田市人権尊重まちづくり条例の制定及び指針をお願いしとるところであります。本案件につきましては、文教厚生常任委員会に付託されております。よろしくお願ひしたいと思います。

新規事業といたしましては、平成17年度男女共同参画プランの計画策定に続きまして、次代を担う青少年が豊かな人間性や社会をはぐくみ、創造力と自主性を持ったたくましい人間として成長するよう、家庭、学校、地域社会が一体となって取り組むための青少年健全育成計画の策定、また旧甲田町時におきました懸案であります甲田人権会館は、建物の老朽化に伴いまして冷暖房設備等の修繕が必要になってきております。今回、改修を行い、利用者の安全かつ適正な環境を提供いたし、会館事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、来年度から広島県より市へ権限移譲される事務といたしまして、青少年の育成に関する事務、図書類、玩具、刃物類の販売、貸し付けのための自動販売機、自動貸し出し機の設置届の受付、立入検査等の事務が移譲されてまいるところでございます。

私の方から大体概要説明を終わります。それぞれ各課長の方から予算につきましてご説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

熊高委員長

それでは、引き続き関係課長から説明を求めます。

まず、山本税務課長。

山本税務課長

失礼します。

税務課の関係の歳入歳出について説明をさせていただきます。

まず、歳入について説明をさせていただきます。予算書の12ページ、事項別明細書の方で説明をさせていただきたいと思ひます。市税であります。まず最初に個人市民税であります。本年度9億2,500万円、前年度8億4,875万円、現年度分9億1,650万円、滞納分850万円。

次に、法人市民税であります。本年度2億6,270万円、前年度2億7,725万円、前年度に比して1,455万円の減額です。現年度分2億6,120万円、滞納分150万円。

次に、固定資産税であります。本年度分17億480万円、前年度分17億8,610万円、前年度に比して8,130万円の減額であります。現年度分16億8,280万円、滞納分2,200万円。

続いて、国有資産等所在市町村交付金、本年度2,132万2,000円、前年度2,146万円、前年度に比して13万8,000円の減額であります。これは現年度分のみであります。

次に、軽自動車税であります。本年度8,760万円、前年度8,561万円、199万円の増額であります。現年度分8,650万円、滞納分110万円。

次に、市町村たばこ税であります。本年度1億8,800万円、前年度1億8,000万円、前年度に比して800万円の増額であります。これも現年度分のみであります。

次に、入湯税ですが、本年度2,900万円、前年度2,880万円、20万円の増額であります。これも現年度分のみであります。

すいません。増減について大きな原因を説明するのを落としたんですが、戻っていただきまして12ページの個人市民税の増額は、7,625万円増額になるんですが、主な原因は税制の改正によりまして65歳以上の非課税措置の廃止、定率減税の縮減、老年者控除の廃止、配偶者への均等割全額課税、こういったものが18年度から実施されますので、それらに伴う増額であります。

法人税の減額については、先ほど部長がご説明しましたが、経済情勢は言われとるように安芸高田市に至ってはまだ不透明な部分があります。本年度の歳入の状況を勘案いたしまして、本年度は前年度より若干下がるとるんですね。そういう意味で来年度伸びがあるというふうな判断ができませんでしたので、減額の予算にさせていただいております。

固定資産税は18年度評価替えがありまして、償却資産の方も投資が少ないというようなところがありまして、家屋の減価償却いうんですか、そういう減額がありますので、それらが主な原因で8,130万円の減額となります。

軽自動車税の増額は、軽四の乗用車がかなりふえておりまして、この分増額になるということで増額の予算にさせていただきました。

税については以上であります。

そのほかの歳入で県民税の徴収を受けておりますので、ページが28ページになります。28ページの県支出金、総務委託費、これのうちの節の2で徴税費委託金というのがありますが、個人県民税の徴収費の交付金が2,840万円ほど歳入で入るというふうに予算させてもらっております。

歳入の主なものは以上で終わらせていただきます。

続いて歳出であります。青い表紙の18年度当初予算説明資料の方の11ページをごらんいただきたいと思います。真ん中どころから下の方が税務課の関係になります。上から4番目ですか、市税還付金1,000万円、これは過誤納金の還付なんです。特に法人市民税が決算の結果、赤字というようなことで予納金を還付してくれと、こういうようなものが随分ありまして、主なものはそれです。

次に、税務管理費であります。税務課の管理の一般的な経費でありまして、主なものは申告業務の賃金、需用費、消耗品等ですが、コンピューターのシステムの保守という委託料等が主なものであります。

次に、賦課徴収費であります。これも一般的な経費であります。主なものといましては報償費、納税組合の報奨金、前納の奨励金、そして電算システムの改修等の委託料であります。

次には、固定資産の評価適正化事業であります。これは平成21年度の評価替えに向けて、安芸高田市としての統一した基準に基づいた課税をしようということで、固定資産税の関係ですが、現地の調査をやっております。本年、18年度は高宮、甲田の宅地、雑種地の現況調査をやっていこうと。で、17年度で調査した八千代、向原のデータの整理をしよう、ということで4,036万円の予算をさせていただいております。

以上で税務課の説明を終わらせていただきます。

歳入歳出の予算については以上であります。滞納整理の状況を加えて、若干説明をしておきたいと思っております。ここ16年、17年、2年にわたって滞納整理を進めてきたんであります。とりあえず滞納者の顔を見にやどうにもならんと、それで滞納者の状況を把握せないけんということに最重点に、とにかく納税意識の高揚を図らにやいけんいうところで、納められんということがあれば、とにかく納めてもらうような方法をとろうということで、分納を勧めるような形で面接を進めてまいりました。その分納の誓約書提出者の推移であります。合併当時、平成16年の3月31日では53人ほどいました。1年たった平成17年3月31日では195人になりました。最近の数字ではないんですが、去年の17年10月31日では

319人が分納誓約書を提出して、その履行をしよると、こういうふうな状況であります。

随時報告をしてきとるんでありますが、国保に至りましては、国保でないんでありますが、資格証、短期証等の徹底をやっていくところで、16年度は国保の資格証なんかは26人おったんですが、17年度では資格証は67件に今なっております。短期証も75件、17年度は89件というふうに入ってきております。

差し押さえの件数は、まだそっちの面接、納付の履行というところを促しておりますのであんまりやっておりますが、16年度が20件、17年度が20件、今どんどん差し押さえやっておりますので、結果的にはまだふえていくと、3月末までにはふえていくというふうに思っております。裁判所への交付要求ですが、16年度は24件、17年度は38件と、こういうふうに推移してきております。

ただ、滞納者の推移なんですが、16年度の3月1日では正味1,806件ほどおったんですが、去年の17年3月31日では2,005件というふうに入納者の数は若干ふえております。18年度以降はこういうふうに入納の催告もずっとしてきておりますので、法的措置の方を18年度以降は徹底してやらないけん、このように思っておりますので、一応報告をさせていただきます。

じゃ、税務の方では以上で終わらせていただきます。

熊高委員長 続き、続いて説明を求めます。

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課 市民生活課の18年度予算につきましては、先ほど税務課の方で説明しましたとおり、歳入につきましては予算書、それから歳出につきましては18年度当初予算説明資料において説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、予算書におきまして19ページをお願いいたします。19ページの13款、使用料及び手数料でございます。1項の使用料、3目の衛生使用料でございますが、火葬場使用料、これは各支所より見積もりを行っております。昨年同様の1,321万5,000円を見積もっております。

続きまして、20ページをお願いいたします。20ページの13款、同じく使用料、手数料のうち、1目の総務手数料、1節の総務手数料の2段目に臨時ナンバー手数料がございます。前年度並みで31万5,000円、それから3節の戸籍住民基本台帳手数料、これを前年度並みで各支所の見積もりによりまして戸籍手数料1,186万5,000円、住民票手数料521万5,000円、印鑑登録手数料457万8,000円、その他証明手数料173万9,000円、計2,339万7,000円としております。

続きまして、2目の、すぐ下なんですが、衛生手数料の1節保健衛生手数料の一番上の段ですが、2つありますが、1つ上の狂犬病予防事務手数料でございます。前年並みの考え方をやりまして175万5,000円を計上しております。

続いて、23ページをお願いいたします。14款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金の2節戸籍住民台帳費委託金でございます。これは外国人登録事務委託金としまして、県の17年度の概算の決定書によりまして86万円を計上しております。2目の民生費委託金のうちの国民年金事務委託金でございますが、同じく社会保険庁からの概算の指示書によりまして454万9,000円を計上しております。

それでは、28ページをお願いいたします。28ページの一番上でございますが、15款の県支出金、3項の委託金、1目の総務費委託金でございます。厚生統計調査委託金、これは人口移動の統計調査でございます。前年並みの3万7,000円を計上しております。これも広島県からの16年度の指示書によりまして計上させていただいております。

同じページの3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金のうち2段目の騒音規制事務委任交付金といたしまして6万3,000円を計上しております。同じく県の県条例による、その指示の額でございます。

35ページをお願いします。35ページの20款諸収入、5項雑入、4目雑入のうち3節の雑入のうち市民生活課関係6,000円でございますが、本庁及び各支所のコピー代として計上しております。

以上で市民生活課の歳入、説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

18年度当初予算説明資料、10ページをお願いいたします。10ページが一番最初からでございますが、市民生活課のうち、戸籍住民基本台帳費、これ先ほど説明がありましたように、今までの経常的な事務のプラス、本年度から地方公共団体の特定の事務を取り扱いを1カ所、甲田支所管内の小田郵便局に1カ所、委託を計画しております。関係事業費として56万円でございます。総額949万9,000円でございます。

続きまして、国民年金事務費、国民年金の資格等の届け出の受付ということで40万4,000円。環境衛生総務管理費といたしまして、主なものといたしまして書いてございますように、家庭用生ごみ処理機購入補助、リサイクル推進補助ということで1,646万6,000円。

続きまして、火葬場一般管理費、これは今までございました、今ございます4つの施設のうち、同じものがございます電気代と電話料というものを一括で予算化しているということでございまして、77万9,000円。蓬萊苑の事業といたしまして、蓬萊苑を管轄しております吉田町、八千代町の施設の管理費として936万3,000円。光台苑、美土里町、高宮町の火葬場としての管理費と、928万2,000円。甲田火葬場の管理費といたしまして490万6,000円、向原町の火葬場の管理費といたしまして677万円。塵芥処理事業、芸北広域環境施設組合負担金といたしまして3億6,000万でございます。

以上で市民生活課の説明を終わります。

熊高委員長 引き続き説明を求めます。

毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長      それでは、人権推進課の平成18年度の予算説明をさせていただきます。

まず、予算書の25ページをお開きください。15款の県支出金、2項県補助金、2目の民生費県補助金、1節の社会福祉費補助金のところでございますけれども、4行から6行にかけて歳入の予算が記載しております。まず、隣保館の運営費等の補助金でございます、3,084万5,000円。これは市内5館の人権会館等の運営費補助金でございます。その下の住宅新築資金等貸付助成事業費補助金433万2,000円、これは住宅の借り受け者への貸し付けの利率、昭和56年から61年間の間の貸付利率と、それから起債の借り上げ利率、この差額部分を補てんする補助金でございます。それから、続いて住宅新築資金等貸付助成事業償還推進助成補助金72万3,000円でございます。これは貸付金の償還に係ります事務費の補助金でございます。

それでは、続いて28ページをお開きください。15款県支出金、3項委託金、2目の民生費委託金、1節の社会福祉費委託金、説明欄に地域人権啓発活動活性化事業委託金100万円でございます。これは国の方から人権啓発にかかわる事業費の委託金として県を經由して本市に委託されるものでございます。

それから、ちょっと前後いたしますけれども26ページにちょっと返ってください。15款の県支出金、それから2項の県補助金、それから2目の民生費県補助金で、説明欄の3行目にございます社会福祉施設等施設整備費補助金1,690万8,000円、これは甲田人権会館の改修にかかわる補助金でございます。

それから、続いて34ページをお開きください。20款の諸収入でございます。これらは住宅新築資金、結婚支度資金、世帯厚生にかかわる3区分の貸付金でございますけれども、予算の見込みは新年度の調定額並びに昨年度の収納実績の見込みに基づきまして算定したものでございます。

まず、1目の住宅新築資金貸付元利収入4,193万9,000円、前年対比416万2,000円の減でございます。これは調定件数が下がったための減額でございます。具体的には昨年154件あったものが123件ということで31件の減に伴う下がった分を上げております。

それから、続いて1節の住宅新築資金貸付現年度分元利収入2,693万8,000円、それから2節の住宅新築資金貸付金滞納繰越分の元利収入1,500万円、これは前年度並みの見込みで上げております。それから、3節の住宅新築資金貸付繰上償還金、これは存目としております。

続いて、2目の結婚支度資金貸付元利収入60万2,000円、前年対比7万1,000円の減でございます。これも調定件数が下がったための減によるものでございます。1節の結婚支度資金貸付金の現年度分の元利収入29万円、それから2節の結婚支度資金貸付金滞納繰越分の元利収入31万2,000円、これは若干、昨年対比増となっております。それから、3目の世帯厚生資金貸付元利収入9万6,000円、前年対比4万1,000円の減を見込

んでおります。1節の世帯厚生資金貸付金現年度分元利収入5万5,000円、2節の世帯厚生資金貸付金滞納繰越分の元利収入4万1,000円としております。

歳入につきましては以上で説明を終わらせていただきまして、続いて歳出につきましては、ブルーの表紙の18年度当初予算の説明資料によりましてご説明を申し上げます。

12ページでございます。人権推進事業費6,226万4,000円、その内訳といたしまして人権啓発事業、これにつきましては啓発関係に要する経費を見込んでおります。まず、人権問題の研修会の講師謝礼といたしまして、これは男女共同参画の研修、これは巡回研修というような形で1回を見込んでおります。それから、人権週間並びに啓発月間の講演会の講師謝金委託費といたしまして、年2回、フェスティバルというような形、あるいはまた講演会というような形で年2回の巡回の研修を持つように予定しております。それからまた、パネル展等も実施するということで、合わせて160万円を計上しております。それから、人権講演会等の広報の印刷製本費としまして61万5,000円を見込んでおりまして、人権啓発にかかわるものが合計で251万5,000円を予算計上しております。

それから、続いて甲田の人権会館の改修工事ということで、昭和58年に甲田の人権会館が建設されまして20数年間が経緯して、空調関係のオイル漏れとか、あるいはまた室内の床面、壁面が剥離しているような状況がございます。それで、空調施設の改修、エアコン式に今度かえさせていただくことと、それから室内の床とか壁面の全面改修に要する費用を2,254万5,000円計上しております。

それから、続いて青少年育成プランの作成、新年度で予定しております、アドバイザーあるいはまた策定委員の報酬67万5,000円、それからプランの作成業務の委託料、これは印刷費も含んで270万円で、合計337万5,000円を見込んでおります。その他、事業経費といたしまして19節の負担金、補助金、あるいは扶助費等に要する経費を3,382万9,000円見込んでおります。

それから、続いて消費生活相談事業でございます。17年度に消費生活の相談員を設置していただきまして、水曜日に1日相談に対応いただいております。年間、2月末現在で100件ぐらい相談の申し込みがあるということで、おれおれ詐欺とか、あるいはまた不当なそうした請求等々のトラブル防止ということで相談に応じております。今年度は消費生活の出前講座ということで、何ほか市内に出ましてそうした啓蒙啓発に努めていくような計画も持っております。

それから、人権会館の一般管理費といたしまして406万4,000円、これは5館分の電気、電話料でございます。

それから、続いて人権会館費の3,242万9,000円、5館分の人権会館の運営費でございます。相談事業、教育、福祉、仕事上のこと、さまざまな相談事業に対応していることや、あるいはまた啓発広報活動、それか

ら地域間の交流事業、それから福祉事業等々のそうした事業費にかかわる予算でございます。

このページには記載しておりませんが、人権会館の常勤の職員の人件費として5名分、4,303万1,000円を計上しております。

以上で人権推進課の歳入歳出の説明を終わらせていただきます。

熊高委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡田委員。

岡田委員 税務課の関係で一つお尋ねいたしますが、固定資産税の評価替えに向けての段取りをするということで予算計上されとるわけですが、それは3年後のためにやるということですが、今までのポイント方式というか、その方式を変えてやるのかどうか。例えば道路が物すごく整備されて、この間も一般質問で出ましたように美土里町の高速道路の駐車場が足らんとというようなことが出ましたように、物すごくその利用度が高うなるとるわけですね、高速道路が。そこらのことは当然評価替えの基準になるんだろうと思うんですが、ポイント式にしても道路方式にしても、そこらは十分評価替えのこの全面的な見直しじゃけん当然そうなるんだろうが、おおよそそういう方向になったら、言うなれば縦貫が通つとるという関係のところはごぼっと上がるんじゃないか思うんですが、その点はどがなですか。

熊高委員長 答弁を求めます。

山本税務課長。

山本税務課長 岡田議員さんの質問は、評価方法を変えるのかどうかというふうな質問だったように思うんです。路線価方式なのか、それとも標準地をつくりましてそれを地域へ反映していく、その他方式というんですが、それを変えるんかというようなご質問だったというふうに思うんですが、今、市内ではこの2通りがありあります、実際に。吉田町が路線価方式ですね、他の5町は標準地を設けて、その他方式でやっております。

このものについては、いずれ路線価方式を取り入れてやっていく必要はあるというふうに考えておるんですが、21年に向けた評価の統一というのは実はこのことじゃないんです。路線価方式とその他方式そのまま維持させてもらいながら、ただ、どういったらええですか、統一された見方いうんですか。極端に言えば、具体例で言いますと埋め立てをしますよね、埋め立てをしたら宅地並みで課税をしていく町と、宅地じゃないんじゃけ、まあその7割で課税しようとかいうようなところが自治体に任された部分があったんです。それが6町、まず統一されてない、こういう部分があるんです。それは安芸高田市になりや、埋め立てされたら当然宅地並みじゃけ、隣の宅地と同じ比率で課税せにゃいけん、評価で課税せないけまあと、こういうような安芸高田市としての考え方を決めまして課税していかないけんというふうに思いよるんです。

それを21年から合併後の統一された基準を持って課税をしていきたい。そういう意味じゃ、現地在机上で皆やられとるという部分もありまして、奥行きという分は図面で道路からこうやってはかりゃ、図面で奥行きが何ぼあるというのはわかるんですが、高低差というのは行って見にゃわからんいうところがありまして、そういうものをちゃんとこの20年までに現況を調査して、安芸高田市の統一された基準でもって、見方言うたらええですか、安芸高田市の統一した見方を持って課税をしよう。その後、路線価方式をやっぱり今のような発展、どういうんですか繁華街ですね、そういった地域には路線価方式を取り入れて課税をしていかないけまあというふうには思いよるんであります。それを一遍にあわせてやれ言うちゃっても、ちょっと時間と人数とが足りんもんですから、とりあえず安芸高田市の統一した見方の評価をして課税をしようというのが今回の取り組みであります。

以上であります。

熊高委員長 答弁を終わります。

岡田委員。

岡田委員 税金が、固定資産税が上がらん方がええんですよ、住民はね。ただ、公平さをするということになると、こういう時代の変化が来とるけそういうふうにするんかなあ思うて。上がらん方がええですよ、住民にとっては、固定資産税はね、そりゃ。ただ、それじゃ6町のいろんなばらつきがあるからそれは公平にするというのは、例えば図面の100番地が農地じゃというふうに図面には出とるが、実際行ったら、まあ小屋が建ったとったというようなことも農地で課税しよるところもあるし、そうでなしに現状がこの図面じゃ農地であっても小屋か家が建ったとった。それはもう既に宅地で課税しよるところもあると。このばらつきがあるから公平にするというためのこの予算計上と、こういうふう理解してええですか。

熊高委員長 答弁を求めます。

山本税務課長。

山本税務課長 今、岡田議員さんが言われた部分もその中に入っております。以上です。

熊高委員長 答弁を終わります。

岡田委員。

岡田委員 続いて、人権推進課のところ12ページに説明されたんですが、この一番大きな3,382万9,000円という、その他の事業経費、このその他の事業経費というのは、予算書でいえばいろんな扶助費とかこれが入るんだらうと思うんですよ。その内訳を例年どおりしてもらえんでしょうか。

熊高委員長 答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 まず、19節の負担金、補助金のうち、団体への助成金、青少年育成助成金、それから運動団体の補助金、それから向原町の人対協の補助金、

そして高田市の女性連合会への助成金、これらが5団体に1,261万2,000円の予算を組んでおります。昨年は1,494万4,000円ということで、233万2,000円の減でございます。これらにつきましては団体の助成金の減額ということで、市の財政の逼迫ということもご理解いただきまして、また並びに18年度、新年度事業計画に基づいて協力の中で233万2,000円の減を見込んで計上したということでございます。

それから、20節の扶助費にかかわる部分でございますけれども、職業訓練校の援護資金から高齢者の援護資金まで5項目ございます。これらにつきましても、昨年の実績に基づきまして1,796万7,000円が新年度予算でございます。昨年は1,940万6,000円、143万9,000円の減を見込んで予算計上したものでございます。

主なものは以上でございます。

熊高委員長

答弁を終わります。

岡田委員、よろしいですか。

岡田委員。

岡田委員

その中で部落解放同盟の運動団体資金が何ぼになっとるですか。

熊高委員長

答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長

昨年980万円に対しまして800万円でございます。

熊高委員長

答弁を終わります。

岡田委員、よろしいですか。

岡田委員

はい。

熊高委員長

ほかに質疑はありませんか。

松村委員。

松村委員

市民生活課の方へお尋ねをいたします。

説明資料の10ページでございますが、ごみの減量化、これに家庭用生ごみ処理で430万組んどっていただくわけですが、これもかなりもう町段階から生ごみ処理については助成をいただいてごみ減量化に努めておるところでございますが、この430万は今度、規模が、市になりまして広がってあれですが、何台分の補助金に相当するののかということと、それからこの生ごみ処理というのは重量のあるごみでございますので随分厄介なごみですが、その、この生ごみ処理によつての経済効果というか、ごみ減量化への成果というか、そこらをどういうふうに把握しとっていただくかということが1点と、それから、その次にありますリサイクルの推進補助金202万2,000円ですか、それは何団体へ出されている補助金なのかお尋ねをいたします。

熊高委員長

答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長

台数におきましては、安芸高田市全域でございまして、215台を予算しております。

それから、このごみの減量化の補助金ですね、それが安芸高田市にな

ってからずっと全市に広げておるわけですが、その減量化の経済効果につきましては、今、芸北広域とのいろんな見ましても、いろんな話の中でこの分につきましては今、ごみの野焼きとか、それを防ごうとかいうふうな形で、それが相殺してまだ確固たる生ごみ等の減量にどれだけの効果があるかというのはまだ今見えてはございませんが、以前いろんな、16年度の決算委員会のときにご質問があったように、長いところではもう5年くらい続けとる町もございます。始まってまだ2年しかないところもございます。そのところに一応部分的なアンケート調査を実施しまして、それによって各家庭でどれだけの量が減ってきているのかというその調査、それに向けて今後どう考えていくかという調査、今、原案をつくっておりますので、そういうことで今実質的な減量化の成果というものについては、まだちょっとここではつかんではおりません。

それから、リサイクルの団体数につきましてはでございますが、団体によりまして毎月に活動されとるところもございますし、年に3回とかございますが、その補助団体といたしましては、18年、ことしの2月末現在でございますが、66団体でございます。

以上でございます。

熊高委員長

答弁を終わります。

松村委員、よろしいですか。

青原委員。

青原委員

人権推進課ですね、人権会館費の中で課長がちょっと言われたんですが、報酬として4,000何がしかの金額が出るとするというのをちょっと聞いたんですが、そこらのところをもう少し詳しく説明いただくのと、先それちょっと説明してください。

熊高委員長

答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長

人権会館の一般の常勤職員の人件費4,303万1,000円でございますけれども、これは市内の人権会館の職員の給与費でございますして、吉田人権会館に1名、それから八千代に1名、それから高宮に2名、甲田に1名、5名の人権会館の職員の給与等でございます。

熊高委員長

答弁を終わります。

青原委員。

青原委員

相談員とは別なんですね。

熊高委員長

答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長

人権相談員さんは非常勤職員でございますして、今ご説明申し上げたのは常勤職員の人件費でございます。

熊高委員長

答弁を終わります。

青原委員。

青原委員

きのう資料いただいた分で、人権相談員さんがここに8名ですか、市内に8名おられますね、報酬が出るとるんですが、これ以外に費用弁償と

して何らかの形で費用が出とるんがあるんです、ないですか、そこらをちょっと。

熊高委員長

答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長

人権相談員としては月額報酬が20万円と、それから活動費として別途3万円支給しております。

熊高委員長

質問は他にあるかということ。そのほかにあるかという質問だった。毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長

人権相談員につきましては、市内5館、5名分でございます。

熊高委員長

答弁を終わります。

青原委員。

青原委員

ちょっと今の答弁が理解できんかったんじゃが。

熊高委員長

暫時休憩といたします。

だから、きのうの相談員の分の8名いうて今言われた分に対して、それ以外におるかという話。

青原委員

12人は、じゃ、この4,300万入っとるん。

熊高委員長

それじゃ、11時15分まで休憩いたします。

~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~

熊高委員長

再開いたします。

先ほどの青原委員の質問に対しての答弁を再度求めたいと思いますが。毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長

お答えいたします。

人権相談員5名と別途、館長、事務員、計7名の非常勤職員の報酬でございます。ほかの費用は含まれてません。

熊高委員長

答弁を終わります。

青原委員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

明木委員。

明木委員

すいません、人権相談員というのがありますけど、それがきのう資料これ提示していただいたんですけど、これで費用弁償があるというふうに先ほど言われましたよね。これは条例見れば3万円となっておりますけど、それで間違いないと思います。相談員の相談回数ですね、先ほど消費相談員の方が年100回ということだったんですけど、人権相談員はどれくらいあるんでしょうか。

熊高委員長

答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長

これは17年度は期中でございますので、16年度実績で説明させていただきます。吉田の人権会館で170、それから八千代の人権福

祉センターの方で73件、高宮の人権会館で209件、それから甲田人権会館で639件、それから美土里の教育集会所で188件でございます。以上、全体で5館分で1,279件でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。  
明木委員。

明木委員 ありがとうございます。それでは、次の質問なんですけど、甲田人権会館の利用率、利用頻度はどれくらいでしょうか。

熊高委員長 答弁を求めます。  
毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 利用人数ということでは、今ちょっと資料、手持ちにないんでございますけれども、先ほどもお話ししましたように、相談事業のほかに啓発広報活動が15件、それから地域交流事業、これは教養文化とか、あるいはまたレクリエーションとかクラブ活動等々の地域交流事業ですけれども62件、それから周辺地域の巡回事業ということで、啓発の講演会なり巡回相談ということで4件、それから地域福祉事業ということで健康教室とかそうした地区の会議等々で6件、全体では先ほど説明した相談事業を含めて730件の事業を展開しております。

熊高委員長 答弁を終わります。  
明木委員。

明木委員 非常にたくさん利用されてて早く修繕していただけることも望まれるわけなんですけど、ほかに今回のこの補助事業ということで社会福祉施設整備補助金ということで県の方からおりてますよね。であれば、ほかに社会施設で直さないといけないところなどがほかにも市内にはあるんじゃないかと考えられるんですけど、今後どのようなところが考えられるか、それをお伺いいたします。

熊高委員長 答弁を求めます。  
廣政市民部長。

廣政市民部長 市民部といたしましては、こういう人権会館、隣保館事業という形で5館を維持、管理運営をしてるところであります。本件につきましては、築後老朽化が目立つという形で空調整備等の事業をこのたび行うということですが、他の会館につきましては今のところ改修事業としては計画は持ってありません。

熊高委員長 答弁を終わります。  
明木委員。

明木委員 では、次の質問なんですけど、最近、火葬場でよく途中で出さないといけないという事態が何度起きてるみたいなんですけど、その問題はもう既に解決されたのでしょうか。解決されてないとしたら今後どのような対応をされようとしているのかお伺いします。

熊高委員長 答弁を求めます。  
佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 昨年その事例がございました。その対応につきましては、甲田支所の

方におきまして聞いたところでございまして、それでその後、業者で全部改修いたしまして、今現在では今のような事態が続いてはならず、稼働いたしております。

以上です。

熊高委員長 答弁を終わります。

明木委員。

明木委員 じゃ、直ったというふうに考えさせていただければいいというふうにとらせていただきます。

最後、1点だけ。男女共同参画事業というのが今回の予算案の中に出てきてないんですけど、これは既に終わったと考えられるのか、それともまだ継続して何か計画をされてるのかお伺いいたします。

熊高委員長 答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 人権推進事業費の人権啓発事業というところでご説明申し上げましたけれども、男女共同参画のシリーズという形で市内を巡回して6地区、研修会持つように30万予算化をしております。

熊高委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

山本委員 人権推進事業の方でいろいろ全般的にお伺いいたします。

先ほど課長の方から各種団体へ出しとる補助金の説明を受けましたが、たくさんまだまだ各補助金出されておるんでしょと思いますが、言われたのはなかなか書き取れんもんで、資料があれば、できる資料があれば後日でもいいんですが出していただければと思います。

それと、これはこの人権会館の運営のあり方について伺うんですが、ご承知のように、向原町の支所は22名体制で、そしてその事務局は市民生活課と教育分室でやっております。その中で、やはり同じ各支所が22名体制の中で、事務局、市民生活課持っているいろいろやっとなるわけですが、このものがやはりこの人権会館、5町の運営とやっぱり考えますときに、安芸高田市としてやはりここらあたりで旧町の今までやってきておりますことを、やはりある程度見直すといいますが、改革をしていくという考え方のもとで考えるべきではなからうかと思うわけでありまして。と申しますのが、やはりこのたびのこの人権に関する費用で約8,000万近い、弱、8,000万近いんですが、そういういろいろな、いろいろ総体的な費用が要るわけですが、向原町での人権対策にかかわる予算といえますと200万余りで、いろいろな人権尊重、いろいろな人権啓発の教育というものをやっとなるわけですが、そこらを考えますと、あとの5町もやはり向原町の考えてやっておることに、やはりそこらあたりを十分この人権会館の運営の中で協議されて、ある程度見直すべき時期が来てるのではなからうかと思いますが、そこらひとつ考え方を、将来に対しての考え方を伺っておきたいと思うんですが、どうでしょうか、そこらの考えを

どのようにとらえておられますか、ちょっとお伺いいたします。

熊高委員長 答弁を求めます。

2点あったと思いますが、まず1点目、各種団体補助の一覧表ということですが。

廣政市民部長。

廣政市民部長 団体の予算化をしとります負担金補助、交付金につきましては、後ほど資料で出させていただきますと、このように考えております。

次に、人権会館の一つの市としての考え方ということだろうと思いますが、ご質問のように、旧向原町におきましては人権会館が設立されてないと。ある程度そういう形の中での向原町としての人権の推進のあり方と、啓発、教育を進めてこられたんだらうと、このように思います。あとの5町につきましては、事業等もご利用いただきまして、それぞれの隣保館事業としての、その後、人権会館としとるわけですが、隣保館事業の運営にかなうものとして、核としての施設を設立を、建設をされとるとのことです。

問題は合併いたしまして、この人権推進の啓発、教育のあり方というものをこれから3年目に入っていくという、新市発足の形になってきますけども、いずれにしましてもそれぞれの町で起こされてこられたこの人権推進のあり方というものはそれぞれ尊重して、今後の安芸高田市としての人権の推進、啓発のあり方というものを今からの骨格としてもつくっていくけないかと、このようには考えます。

熊高委員長 答弁を終わります。

山本委員。

山本委員 なぜこういうことを私が質問しますかといいますと、去年の暮れ、向原町にも人権対策協議会の総会ということで、12月の11日にやりました。そうした中で、やはりその人権対策協議会の委員さんの中で、なぜあとの5町がもう少し、この人権会館が5町にはどうしてもありますんで、そこに関する人件費とかそういうものでどうしても予算的には向原とはどうしても違うんだということはいろいろ皆さんも理解をされとるんですが、そこらあたりをやはり、向原の支所は22名体制の中で、そこへ人権対策協議会の事務局を持ち、そしてそこに教育分室で社会教育指導者が一緒にやっておるわけですが、考え方によれば、人権会館を安芸高田市にまず一本化したものがあって、そして向原の支所がやっておるような方式も考えてやれば随分変わってくるんじゃないかと、こう思うんですが、そういう考え方に旧町のやってくることによってなかなかそこへ行けないのかどうかと思うんですが、やはりもう合併をして安芸高田市となっておりますから、やはりいろいろな予算面の1割カットをされておる中で総合的に考えたときに、人権会館の運営費とか人件費とかいうものを少しでも削減をすべきものがあるならば、やはり改革をされるという方向でしっかり協議をされないといけない、もう時期に来ておるんじゃないかと、それが今3年目に入りまして、

こういうことを協議いたしましても、なかなか決まるまではいろいろ話をしていく過程の中で、そうすぐいうわけにいかんと思うんですね。やっぱりその準備をされても1年以上かかるんじゃないかなと思いますんで、私はやはりそこらを十分、今後考えられるべきではなからうかと思うんですが、市長さんのちょっと見解を伺いしたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

児玉市長。

児玉市長 特に向原町だけ合併前にそういう、いわゆる隣保館に相当するものがなかったと。隣保館事業というのは、これは国が制度で認めた事業でありまして、その人件費とか運営費の一部補助が国から来るようになっておるわけでございますので、これは制度としてはやはり貴重な人権の拠点ということで今後とも有効に使っていくということが大事なことではないだろうかと思いますが、ただ、ご指摘のように、向原町にそういう体制が今までなかったと、こういうことでございますので、今のご指摘のことについては今後どのようにやっていく、合併協議の中でもいろいろ問題があった論点でございますので、ご指摘のことは今後検討はさせていきたいと思いますが、ただ、制度そのものが国でございますので、その制度をやめるというわけには、私はいかないというように思います。内容を有効に生かしていけるような方法を考えていきたいと思います。

熊高委員長 答弁を終わります。

山本委員。

山本委員 市長さんがおっしゃるように、制度は私もあるということで変えるわけにいかんと思いますが、やはりその中の経費節減になるべきものはそこらをしっかり考えていただくということにさせていただきたいと思うのと、でもやはり支所の22名体制の中で向原の市民生活課もそこを受けとるということは、旧町の流れとしてしなくてはいけないという立場でもあるかもわかりませんが、やはりある程度そこに一つの職務がふえておるとということも思っていたら、向原の市民生活課、頑張っておるんじゃないかということの認識は持っていただきたいと思うわけですが、今後この経費節減の中で1割カットが果たして、この向原の人対協にそれが果たして1割カットが順当だろうかということを考えますと、他の5町のやっとならることを見ると、そう一律にはすべきではないんじゃないかということも考えられんことはないんですが、今後、私が質問しましたことを大きな課題として考えていただきたいと思いません。

熊高委員長 答弁よろしいですか。

山本委員 はい。答弁はいいです。

熊高委員長 他に質疑ありませんか。

藤井委員。

藤井委員 何点かお伺いしたいわけですが、まず、昨日もお願いしておりましたように、非常勤、特別職の勤務実態についてご報告をお願いしたいと

思います。

熊高委員長 答弁を求めます。  
毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 非常勤、特別職、私どもの関係でいえば人権相談員の執務関係でございますけれども、人権会館に執務をしております、出勤簿等は人権会館でございます。毎日、出勤しております、週5日の6時間ということで30時間以内で勤務しております。

それから、デスクワーク以外にも屋外っていいですか、外部の方へも出かけておられまして、具体的にいえば家庭訪問とか、あるいはまた教育上の相談ということで小・中・高を訪問するとか、あるいはまた健康面の相談ということで本庁なり支所を回られるとか、あるいはまた職業にかかわるものはハローワークなんかに行かれて相談をされるとか、さまざまな屋外での活動もでございます。

それで、執務についた実績といいますが、そうした日報というのを毎日書いておられまして、室内でのデスクワーク、あるいはまた外部へ行かれたそうした行動実績も書かれて、それで1カ月ごとに館長が決裁をしているという、そういう実態でございます。

以上でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。  
藤井委員。

藤井委員 費用弁償につきましては、これは条例の中でも月額3万円というふうに出てると思うわけですが、この費用弁償、昨日も質問をさせていただいたわけですが、領収書をそこらあたりとっての費用弁償になっているのかどうか、確認しておきたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。  
毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 ご指摘のような領収書をとって云々ということでございませぬ。1カ月の行動ということでの費用弁償でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。  
藤井委員。

藤井委員 これも昨日指摘いたしましたけども、やはりそこらの費用弁償については不透明な部分もありますので、きちっと領収書に基づいて3万円以内で支払いをしていくというお考えがないかどうかお尋ねします。

熊高委員長 答弁を求めます。  
廣政市民部長。

廣政市民部長 本件、ご質問の件につきましては、一応市民部としましては相談員の方の費用弁償という形で、全体的な市での他の部の関係もございまして、そういうご指摘の点も今後の課題として協議していきたい、このように思います。

熊高委員長 答弁を終わります。  
藤井委員。

藤井委員 次に、消費生活相談事業、これ先ほどご報告いただきましたように、2月末現在で100件と、さらには人権相談員さんの活動も日々行っているわけですね。これ人権尊重のまちづくりということで先ほどもいろいろございましたので、その分につきましては大変な業務をさせていただいているという認識でありますけれども、今申し上げました消費生活相談員ですね、それとか人権相談員、ここの件数はかなりあると思うんですけども、例えば相談の追跡調査というんですかね、相談はあったけれども、いわゆるその問題が解決しているのかどうか、そういったことも私は必要でないかと思うんですけども、そこらあたりのいわゆる状況はどのように把握されているのかお伺いしたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 17年度に消費者相談員を設置して相談業務に当たっておられるわけでございますけれども、100件ぐらい、2月末現在であるとお話しさせていただいたところでございますけれども、相談の内容というのは物品を買ったんだけど、それ本当は欲しくなかった、返したいんだというような契約上のトラブルにかかわる相談というものが主でございます。そういうもんで、相談員が相談を受けて、そしてあっせんという形でいろいろと業者の方へもそうした契約上の相談者とのトラブルの内容等いうのも突きとめまして、ほとんどの件数が相談員がかかわって解決をするというものが主でございます。

それで、恐喝とか云々というのはもう、どういうんですか警察の方へ振りかえるいいですか、相談させていただいて、ほとんどの窓口で受けた内容につきましては契約上のトラブルにかかわるものが主でございますので、相談員が立ち会ってそこで解決しているものが主でございます。

以上でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

藤井委員。

藤井委員 次に、郵便局における委託業務でございますけれども、先ほど部長の方から、現在市内においては5カ所の委託業務を行っている、しかしその利用頻度が低いところもあるので、今後見直しも必要だという説明があったと思います。そういった中で今回、甲田支所管内で1カ所の委託業務を行うという説明だったと思いますが、今現在の市内5カ所の利用件数ですね、これどのぐらいになっているのか報告いただきたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 今現在でございますが、ことしは12月までという、で今押さえておりますので、17年度におきまして美土里町3局で62件でございます。今、高宮町に2局ございます。ことしの12月末で182件でございます。

以上でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。  
藤井委員。

藤井委員 この委託事業の中で、内訳として事務機器の使用料ということで32万9,000円、これはファクスの機器の購入費だと思うんですけども、これは一括購入でされているのか、例えばリースでされているのか。  
それと、先ほどの5カ所の見直しについて、どの段階でされようとしているのか、この件についてもちょっと補足でお願いしたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。  
佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 事務機の使用料につきましては、これはリース代でございます。  
それから、どの段階で考えていくかということはあるんですが、今回の小田郵便局さんとの契約等、それから始まるときにおきまして、今度は6局ございますので、その6局の中で条例でございますように、集まって話をするがございますので、これは多分しなければならないと思います。ですから、一応小田郵便局さんが始まって、それからその後郵政公社等に働きかけ、6局の会議を持ちたいと思っております。

熊高委員長 廣政市民部長。

廣政市民部長 費用の分は課長の方から申し上げましたけども、見直しというのは一応5局ある中で、ある程度こういう窓口業務を広げての今日までの実績というもの、今、課長の方が申し上げました。それで、各町で足しますとある程度の件数になるわけですけども、それぞれ今度は郵便局ごとに件数分けますと、どういいますか、10件程度に行かない箇所もあるということなんですよ。そこらの費用対効果等も考えますと、ある程度そこらの、こうしたサービスも広げるのもいいかもわかりませんが、ある程度年間の維持費等もかなり要りますので、そこらの考え方を今後検討課題だと、このように申し上げたいということです。

熊高委員長 答弁を終わります。  
藤井委員。

藤井委員 市内合併によりまして不便さを感じる地域というのは、私は当然ありまして、こういった事務事業の委託というのは当然必要だと。しかし、対費用、効果というご答弁もございましたけども、例えばこの機器のリース契約につきましては、1年という契約では多分いけないと思うんですよ。複数年の契約になるんだらうと。新設するところもあれば、例えば見直しをしなければいけないということになりますと、その機器を廃止したところを今度新たに新設するところへ持っていけるのかどうか、そういったこともやはり費用対効果の部分では私は必要ではないかと思うんですけども、そこらあたりちょっとお伺いしたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。  
佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 藤井議員さんの言われたように、その中で廃止といいますが、中止、やめるということになったときに、そのリース代についてはちょっと契

約書を私今、旧いいますか、まだ見とりません、よくそれを勉強しとりません。それで、それによってできるものであれば、その次に、それを次に動かすことはできるんじゃないかということではできると思う。ただ、その物件はリースでございますから、ある程度その期間というのもございますし、それも含めて考えていけばと思っております。

以上です。

熊高委員長 答弁を終わります。

藤井委員。

藤井委員 もう時間があれなんですけども、もう1点、滞納整理対策本部が設置されて、先ほども報告でございましたけども、聞き取れない部分があったわけですが、滞納者につきましてはそれぞれ件数も多分ふえてるわけでございます、ふえてるということになりますと、滞納額も前年対比から比べるとふえてると思うんですけども、そこらあたりちょっと再度ご答弁いただきたいと思えます。

熊高委員長 答弁を求めます。

山本税務課長。

山本税務課長 滞納の額につきましては、過年度分はやっぱり徴収しまして6,000万ばかり集めたんですが、その分過年度は減ったんですけど現年度分がやっぱりそれ以上ちょっとふえまして、15年度末で国保税も含めまして3億円ありましたが、過年度分は16年度の末で2億9,100万円に下がってくるのはきたんです。現年度が加わりまして、17年度、現年度はちょっとまだ把握し切れんのですよ、まだ納期限が来てないというか。で、滞納は税に関しては若干ふえとります。件数がその分ふえまして205件ほど、合併当時は1,806件あったんですが、昨年度末で、17年3月31日では2,005件ということでふえたんでありますが、ふえたか減ったかということの世界ではそういうことでふえたということしか言えんのですけど、要するに現年がふえよるということで、その辺の対策をどうするかということでありますが、過年に係って、先ほど説明したように、納付意識を持ってもらうということで面接をふやし、分納誓約を提出してもらい、納付を促すということをこの2年間やってきましたんで、それらの不履行とかいうところで法的措置、とりわけ差し押さえ処分が一番効果的だろうとは思いますが、そういうことの強化を18年度ではやっていきたいというふうに、先ほど話させてもらったように思っております。

以上であります。

熊高委員長 答弁を終わります。

藤井委員。

藤井委員 滞納件数も滞納額もふえるということでございます。これは合併前からいろいろ対策に追われて、私も合併当時、各部署の横のつながりがあるので、そこらの連携をとって指摘をさせていただいた経緯があります。その結果、滞納整理の対策本部が助役を本部長にやられたわけです。この対策本部を設置するというのは、やはりその滞納者、滞納額を

減らしていくということが私は前提にあるのではないかと思うんですね。ところが、この対策本部が設置されても歯どめがきかない。そこらあたりの原因というのはどこにあるのかなという思いがするんですけども、そこらあたりちょっと本部長の見解をお伺いしたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

増元助役。

増元助役 成果を出して初めて組織の目的が達成されるということでございまして、本部長といたしましても厳しく受けとめておるといってございまして。

合併当初、旧町時代にはその滞納整理組合というふうなものを組織をしてやっておりましたが、新市においてはやはり市としての姿勢としてやっていこうということでこれまで取り組んできたということでございます。先般もご答弁申し上げましたが、組織を挙げて、各部署別々にやるんじゃないということの内部的な意識改革というのは一つできたんじゃないかというふうに思っております。

昨今の市民の皆さんの非常に厳しい経済状況というものもあるわけでございまして、そういったものも影響はしておるといふには思いますが、組織内部の意識改革と納税者の皆さんの意識改革というのをあわせてやっていかなければならないというふうに思います。そういった意味では、少し時間をいただきたいという部分もありますし、地道な活動等、それから成果をやはりいかに出すのかというふうなことは両方あわせてやっていかなきゃいけないということで、内部の体制につきましても専属の部署が必要なんではないか、今後の法的な、あるいは裁判等々もやっていくとなれば、それなりの体制が必要なんではないかと。

先般、市長の方からもそういった専任の、民間の方でもいいんじゃないかと、そういったものを強化をしてやっぱりやっていこうというふうなこともありますし、これはまた内部の検討でございますけれども、滞納者に対するいろんな制限ですね、住宅の入居でありますとか、あるいはごみ処理機の購入補助等々の一定の制約もやはり内部ではちょっと検討させていただいて、一定のルールをつくらせていただきたいという思いもございまして。

そういったさまざまな手法をやはり駆使をして、近隣の三次、庄原等々の部分も連携もしながら、やっぱり税の確保といいましょうか、歳入の確保と、あるいは税の公平性、そういったものをやはり自治体とすればこれだけ逼迫しておる状況の中では、歳入の確保ということではどうしても必要だというふうな、そういう世論といいましょうか、そういったものもつくっていかなきゃいけないというふうに思っております。引き続き努力をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

熊高委員長 答弁を終わります。

藤井委員。

藤井委員 この滞納整理につきましては、本当に苦慮すべき問題であるという

ことは私も重々承知をしております。職員におかれましても、この滞納者に対しての訪問、徴収、そこらあたりも先般も市長の方から大変苦慮してるという発言の内容もございました。対策本部長として助役さんが、その職員と現場へ何回か訪れておられるんかどうか、そこらあたりちょっとお伺いしたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

増元助役。

増元助役 実際に本部長が現場に行って徴収事務に当たるということは、これまでやっておりません。

熊高委員長 答弁を終わります。

藤井委員。

藤井委員 本部長、助役という立場でございますし、大変業務的にも忙しい身でもございます。そこらあたりはもう十分私も承知しておりますけれども、現場の実態を把握するという部分においては、やはり本庁舎において対策本部を設置した、その意味合いからおきまして、私はそう再々行ってくださいとは言えませんが、例えば一回、二回、職員とともに現場の状況というものをやっぱり把握する意味では、私は足を運んでいただきたいなど。職員もどういう思いでこの徴収業務に取り組んでいるのか、滞納者のその実態というものをやはり本部長みずからの部分でしっかり対応していただければ、私は机の上の会議の中だけの部分でなくして、もっともっと現実味のあるそういう対応というものができると思っています。そして、職員も日々そういう大変な徴収業務にかかわってあって、本部長みずからも職員と一緒にそういうふうに来てもらってるということになれば、私はまた職員もこれから徴収業務にも意欲を持ってくるんじゃないかなと思っております。

先ほど徴収に関してはそういう専門的な立場の人と言われますけれども、任せっきりということではなくして、私はそこらあたりをしっかりと、件数は私は申し上げます、たとえ1回でも職員と一緒にそういう業務のあり方というものを現実見ていただければ、先ほど申し上げたような形で少しは前に行けるんじゃないかと思うわけです。

大変生意気な発言であり、また釈迦に説法というような思いになるかもわかりませんが、そこらあたりどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

増元助役。

増元助役 貴重なご指摘をいただきまして、ありがたく受けとめたいというふうに思います。机上で旗を振るだけが指揮官の務めではないというふうに思います。現場の先頭に立っていくと、そういう姿勢を示していくということが非常に大事だというふうに思います。現場でそれぞれ日々徴収に当たってくれておる職員の気持ちに、やはり同じ視線で本部長もあるべきだというご指摘は当然のことでありまして、3年目を迎える徴収

事務、そういう先頭に立たせていただきたいと、現場にも出ていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

熊高委員長

答弁を終わります。

この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

熊高委員長

会議を再開し、質疑を続行したいと思います。

質疑はありませんか。

金行委員。

金行委員

金行でございます。3点ばかり聞きます。

まず、1点ずつお聞きしますから。市税のことですが、市税、個人も法人も固定資産も税金が入らなくちゃ何もできないですが、社会情勢、東京の方や広島の方の方は景気がよくなったって税金もふえとるんですが、安芸高田市はまだ厳しゅうございまして、課長さんにちょっとお聞きしてみますが、この個人税は、私は高齢者の福祉切り捨てで本年度は昨年度よりこの個人税だけ伸びとるというのは、それだけの負担分が多くなったということで、それはしょうがないことではございますが、少子化に向けて今盛んに言っておられる、1子、2子、3子、このお子さんのことで税金の是正がなると聞いておるんですが、これはまず1点、そこらは課長どれだけ把握されとるか、ちょっと1点お聞きします。

熊高委員長

答弁を求めます。

山本税務課長。

山本税務課長

少子化対策で税制の改正というのは、昨年年末ごろに向けてどんどん話が出ておりました。まだ詳しい話は全くおりてきておりませんので、聞くところによりますと18年度の税制改正で繰り上げて、普通6月ですが、それを4月ごろから協議をして、この少子化対策について税制のあり方いうのを協議するというふうには聞いております。17日に県で税制改正の説明会があるんですが、18年度の税制改正ではそういうものは盛り込まれておらんのかなかろうかと思うんです。19年度の税制、18年度に審議して19年度税制改正でそういうことが打ち出されるんじゃないかというふうに思うとります。

以上であります。

熊高委員長

答弁を終わります。

金行委員。

金行委員

わかりました。2点目としまして、この説明書の当初の10ページでございますが、同僚議員、松村議員も聞かれたんですが、リサイクル推進補助金が出とるんですが、甲田は昔から環境衛生にすごく力入れておられていろいろやっておられますが、これは甲田の分で課長、その分でリサイクルに対してというのはアルミ缶とスチール缶をやっておられるが、

何キロぐらいやられとるかいうのと、把握されてこういう予算も出とると思うんですが、そこらの把握されとる分とのそこらの考え方、いいことでやっておられるんじゃが、補助金がどのぐらい出とるんかと、それから何キロぐらいあって、広域の方へ持っていくとあれはキロが8円か何ぼいうことで私ちょっと伺ったことがあるんですが、その点ちょっとお聞きしたいと思うんですが。それが2点目でございます。

熊高委員長 答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 リサイクル推進の中で先ほどお聞きの件につきまして、今の回収団体というような中で甲田町であるのが1団体、甲田の公衆衛生推進協議会甲田支部でございます。ここが1カ所で毎月最初の日曜日に各行政区内で空き缶、それからスチール缶、それからことしから古紙を始められたと思いますが、それで回収作業をされております。

率先してやっていって、単独の今の甲田の事業やっておられるんですが、今お聞きの大体どれぐらいの回収量とそれに対する助成金と、それからそれを芸北広域に持っていったときはどう考えられるかということで、ちょっとはじいてみますが、ことしの2月28日現在で古紙、アルミ、スチール缶の合計で2万9,660キログラムでございます。それに対する助成金は、キロ4円でございますので11万8,640円ほど補助金を出しておることでございます。2万9,660キロに対してこれを芸北広域の不燃物の処理で換算しますと、キロ当たり80円でありまして、それを入れますと、掛けますと237万2,800円が広域に持っていくと処理料がかかるということでございます。逆に考えれば、大体その分がその処理料がかかってないということが判断できると思います。ですから、そういうリサイクル活動等におかれましての直接的なリサイクルという行為については、非常にありがたいことでありまして、それを勧めることによりましてまた去年よりことしの方が団体がふえてきとるというふうを考えております。以上です。

熊高委員長 答弁を終わります。

金行委員。

金行委員 担当課の課長さんがそれだけご理解して、甲田の公衛協に対してそれだけの応援があるなら、今回はこれでしようがないですが、なるべくそういうものにはちゃんとこの助成を少しでもするようにしてやりましょう。

3点目として、12ページの人権推進課の分で新しい施策で青少年育成プラン作成業務ございますよね。あの分の内容はどんなもんか、これいろいろ青少年の分はいろんな問題が来ましていろいろ出た分もあるし、それからいろんなこともあるし、これ新しい施策だということでちょっと内容等々聞きたいんですが、それをお願いします。

熊高委員長 答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 お答えします。

青少年の育成プランの策定につきましては、市の建設計画並びに市の総合計画でも策定することをうたっておりますけれども、ご案内のように、21世紀の安芸高田市を形成する青少年を健全に育成するということは、我々大人の責任でもあろうかと思えます。本市といたしましては、市における青少年の実態把握に努めるとともに、健全に育成するという基本理念と中・長期にわたる施策の方向性を明確にして、さまざまな分野といいますが、保健とか福祉とか教育、労働、非行対策等々、幅広い分野にわたる施策を総合的、効果的に推進するために本市の青少年育成プランを策定していきたいと思っております。

それから、作成の方法といたしましては、小・中・高の生徒児童へのアンケート、保護者も含めまして実施するようしておりますし、また青年層に対しても無作為抽出でアンケートの実施をし、要望事項なり実態把握に努めていこうと思えます。それらを基礎資料といたしまして素案を、コンサルとともに作成いたしまして、策定委員会の方でプラン策定に業務を当たっていただくような、そういうような構想であります。

熊高委員長 答弁を終わります。

金行委員。

金行委員 この作成にしては担当課はいろいろ把握しながら、こういうものが成果がすぐ出るものではございませんが、その成果は出ないんだがそういうお金を使うんだから、そういうもの把握しながら、その作成するときもいろいろなことをやってやらないいけないと思うんですが、それ今説明したんですが、それともう1点、人権啓発事業でここに、12ページの一番上に出とるんですけど、人権ってこう広うございますよね、この。この分の今回はあれ1回と言われましたかね、講演会をやるとか言われたが、この講演会の分で、1回か、その1回の分はまだ年度当初だけだれにやってもらうというのは決まっとらんでしょうが、決まっとれば教えてもらいたいんと、それからこの分は偏らないように、人権は幅が広うございますので偏らないということと、それからもっと啓発運動をどうせ大事な人権のことですから、啓発運動がちょっと全市へ流れておらんような私なりに思うんですが、その点はどう把握されて考えておられるのかお聞きします。

熊高委員長 答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 市内におきます人権啓発事業でございますけれども、さまざまな人権課題がある、そういう実態を踏まえまして、障害者問題あるいはまた児童への虐待、高齢者への虐待、あるいは女性問題、あるいはまたHIVとか、病的な分の差別、さまざまなそうした事象がございます。それらを解決するために事業実施をしているところでございます。

2カ年が経過いたしましたして、本市の方もそう普遍的なといいますが、非常にわかりやすい、だれもがやはり人権とは大切なものだということ

な、そういうような考え方といいますが、人権尊重の理念をそれを普及、定着するべく、命の尊さとか大切さ、あるいはまた法のもとの平等、個人の尊厳とか、そういうような普遍的な視点で研修を進めているところでございます。

それで、議員さんご指摘のように、非常に本市で市民全体に実施するものと、あるいはまた各町で人権会館を中心に啓発するものとさまざまでございますけれども、17年度の実績なんかを見ても、障害者問題あるいはまた子どもの虐待、あるいはまた外国人差別とか、あるいはまた学校における人権教育、さまざまな分野を取り入れまして普遍的な立場から、視点から学習をする、あるいは研修会を考えている、そういうことでございます。

熊高委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。  
秋田委員。

秋田委員 細かいことを2点ほどちょっとお伺いしたいと思います。  
まず、人権推進課の消費生活相談事業でございます。これは先ほど藤井副議長さんの方からご質問ございまして、相談員についての後の追跡調査とか業務内容についてでございましたが、私の方は、これ昨年新規事業として消費者行政推進費として140万4,000円という計上ございまして、今言った昨年の新規事業でございます。それで1年たって今年度は83万8,000円と減額になっておりますが、まず1点、その減額された部分ですね、その部分についてまずお伺いしたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。  
毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 ご指摘のように、17年度、本年度、消費者相談員を設置してから消費者にかかわる相談業務を実施しているところでございますけれども、初年度ということで相談室の整備に40万、50万程度用意しとります。施設を整備するということで、どういうんですか、部屋の間仕切りをしたり電話を設置したり、さまざまな備品なんか購入させていただいて、そういうような相談室の什物なんか整備して、そういう費用に17年度はかかって、そういうものが新年度には要りませんので、人件費のみを計上させていただいたということでございます。

熊高委員長 答弁を終わります。  
秋田委員。

秋田委員 わかりました。それで、その後で消費生活出前講座ということ今年度実施されるんだという話も先ほど説明ございましたけども、そのこの説明をもう一度少し詳しくいただければと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。  
毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 消費生活相談員さん、水曜日に1日、今、住民の対応をしていただいているところでございますけれども、やはり消費生活にかかわってはさ

さまざまな今、慣習といえますか、非常に電話なり、あるいはまた面談、訪問、さまざまな事案が上がっているところでございます。それで、学校現場なんかにおいても、やはり専門の相談員さんに来ていただいて研修したいというような要望も何ほか聞いておりますし、そこらの部分で18年度に対応すればということで出前講座というものを予算化させていただいているところでございます。相談員さんの方も水曜日以外にも何ほか時間設定をすればそうした形へも、外部にも出ることが可能だということで出前講座というものを新規で実施しようかという予定であります。

熊高委員長 答弁を終わります。

秋田委員。

秋田委員 わかりました。もう1点ほど、市民生活課の方で、火葬場一般管理費ということでここに予算計上されてございます。それで、市内火葬、電気代及び電話料ということで77万9,000円という額が本年度は計上されておりますけども、これは昨年度はこの部分は多分、科目か費目というんですか、なかったと思うんです。そこらあたりは各火葬場ですか、その管理費の中で今まではやっておられたのか、それとも今年度またそれは違った意味でのその電気代、電話料の計上なのかということをお伺いしたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 この電気代と電話料につきましては、昨年度は各施設にその費目として入っておりました。それで、今年度から一括で計上しまして、そこで一括にその電気代と電話料ですか、これを払っていくということでございます。

以上です。

熊高委員長 答弁を終わります。

秋田委員。

秋田委員 ということは、これは少し将来的なお考えがあつてそう、経費は全部一括まとめてやるという考えなのか。いろいろ今、葬斎場の特別委員会等を設けて次のことも考えておりますんで、そこらあたりのことが何か関係があるのかないのか、1点お伺いいたします。

熊高委員長 答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 この件につきましては、支払いに、事務的なことでございまして、支払いの分を、支払い枚数を少なくして、それで一括でやることによって、集中的にやることによってまちまちで数の多くの伝票等を少なくするという、要するに事務的な効率をねらったことで今年度からその費目ができたところでございます。

以上でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。先ほどあったですね。

岡田委員。

岡田委員 税務課のことで、この11ページの納税組合報奨金と前納奨励金というのが、前納奨励金というのは一遍に早う納めりゃ奨励金が出るんですが、この納税組合報奨金、これも組合に対して集金に対しての奨励金、今までの6町、いろいろあったんでしょうが。それで、本来の集金をして、その納税組合のその組合がするために、もともとはできたですね。そういうことで全部この奨励金を払いよるのか。聞くところによるともう、組合はあっても振り込みで全部しよるんじゃないかというようなこの組合も含んどるんかどうか、まず1つ。

熊高委員長 答弁を求めます。

山本税務課長。

山本税務課長 今、17年度までは合併の経緯もありまして今のような納税組合いう中がすべて口座振替の人たちだけだったというのはあります。それは納められた金額で今奨励金を出しておりませんので、取り扱ってもらった奨励金を出すということで、口座振替の場合は年度当初に納税通知書を送るんですね。それを納税組合長に配ってもらうという。実際その納税組合が取り扱われたのは通知書を組合長が1回ほど配られると、10件ありゃ10件配ったという件数でもって奨励金を17年度は出すようにしております。で、それじゃちょっと納税組合のあり方からいうてちょっとおかしいんじゃないかと。現金を集めてもろうてそれを持ってきてもろうて初めてその納税組合が成り立つんじゃないかいうところで、口座振替を扱っている納税組合の方については、今度は個人で送付して、納税組合の取り扱いから外すということで18年度はやるようにしております。ですから、もう18年からは現金の取り扱いのみであります。

以上です。

熊高委員長 答弁を終わります。

岡田委員。

岡田委員 先ほどこの資料をいただきました、この人権推進事業にかかわる団体補助金の内訳で、部落解放同盟の安芸高田市協議会の800万というのはわかったんですが、この団体の活動報告というのはきちっとお手元があれば、後でいいですからそりゃ、17年度の内容がわかって初めて予算計上されたと思うんで、資料そのものは後でいいです、活動内容は。ただ、今までの経過からいいますと、上部団体、広島県部落解放同盟、上部団体ですよ、安芸高田市の、そこへの団体へもこの部落解放同盟の協議会の中から上部団体への、どういうんですか、負担金とかこういうようなもんも含まれとるのか。解放同盟の会計上、そういうようなんが含まれとるのか、17年度の中で。それで、その活動費の状況によって800万円のこの予算を計上されたのか、それも含んで。そら団体の金ですから800万円の予算じゃないですよ、会員がおってんだから会費を募ってでしょうから、何人おってかわかりませんが、全体の予算規模というの

は大きくなるでしょうが、お伺いいたします。

熊高委員長

答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長

ご指摘のように、18年度の実施計画において、その歳入歳出にかかわってそうした上部団体への分担金も計画の方には含まれております。

熊高委員長

答弁を終わります。

岡田委員。

岡田委員

どのくらいになるんですか。

熊高委員長

答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長

負担金の中に、負担金、歳出の方、80万円でございますけれども、そこには分担金とそれから全国大会とかあるいはまた県内のまた研修会の参加費、それも合わせて80万円の方、事業計画が上がっております。

以上です。

熊高委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

明木委員。よろしいですか、先ほど手拳がとったですが。

明木委員。

明木委員

それじゃ、せっかくなので。

熊高委員長

いやいや、いいんならいいんですよ。

明木委員

いや、よろしいです。それでは、青少年育成プラン策定についてのところで少し考えていただきたいと思うんですけど、今、市内に少年、子どもたちに悪影響を与えるような自動販売機が点在されてますけど、そのあたりについて撤去をしていくとか、設置についての、これを排除していく方向が一番いいと思うんですけど、それらの条例について今後、条例制定されていくことを考えられているかどうか、それについてお伺いいたします。

熊高委員長

答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長

18年度、広島県より安芸高田市の方へ権限移譲ということで、青少年の育成に関する義務、つまり図書類とか玩具とか、ご指摘の自動販売機等々の設置届並びに立入検査等の業務が移譲されるようになっております。それで、そうした青少年に悪影響を及ぼす取り締まり、そういう根拠法令は広島県の青少年育成条例でございます。具体的には32条に自動販売機等の設置にかかわることやら、あるいはまた45条には立入検査等にかかわる、そういう条文が定めてあります。ですから、そうした規制をしていくという部分につきましては、県の条例に沿って市の方におきましても立入調査等をし、非常におびただし違反行為があるような場合は指導したり、また県知事の方へそれを上申いたしまして、条例に基づくそうした罰則規定はありますか、そういう形をしていくということでございます。

熊高委員長 答弁を終わります。  
明木委員。

明木委員 確かに県ではそういう条例制定されてます。また、他市町村においてもこういう条例というのは、そのレベルでも設置をされてるわけなんです。その方がなぜいいかということ、小回りがきくわけですよ。市長の判断でそれができるという、県まで上げなくてもできるという対応なんでそれをお聞きしたわけなんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

熊高委員長 答弁を求めます。  
廣政市民部長。

廣政市民部長 ご質問の内容も当然そういう考え方も尊重していかにかいけんと、このように思います。いずれにいたしましても、18年度より権限移譲という形で本市の方にそういう事務がやってまいりますので、そういう点も十分考慮し、また来年度よりこの青少年健全育成プランというものに着手してまいります。そういった点も考えて考慮いたしまして総合的に判断を、また課題として検討してまいりたいと、このように思います。

熊高委員長 答弁を終わります。  
川角委員。

川角委員 先ほど質問いたしたいと思ったことにつきましては、いきなり同僚議員の方からありましたんで深くは申しませんが、ただ、納税組合の報奨金につきまして、18年は一応廃止するんだよというようなことも聞き及んでおりますし、また集落の方へも、我々のとこも今まで納税組合へ加入しておったんですが、人数も減ったということでことしについてはもう納税組合は大体は廃止したいんで、一つ廃止届きますか、それを出していただけないでしょうかというお願い文書まで来とるわけですね。そういう中であってまだ報奨金制度を置きながら行くというのが、いろんなプライバシーの問題なり、そうして今まで長年やってきて目的ももう達したんで、ここらでなくするというようなことが何回か出とるわけですね。ですから、今その、この報奨金で残るのがどのぐらいの組合があって金額的にどうなるのかというのが一つお聞きしたいのと、やはり方針として一応出した以上はもうどっかで打ち切るということの方が、住民の方から見れば非常に整理がつくんじゃないかと。あって使うなというようなことじゃ非常に判断する方は困るんじゃないかなというふうにも思いますので、そこらを1点と。それを一つお願いします。

熊高委員長 答弁を求めます。  
山本税務課長。

山本税務課長 ご指摘のとおり、あって使うないような状況になりよるんですが、合併しましたときにすばっとやめられるかという思うんですが、やっぱりここでも答弁してきたように、地域の生活に密着したような部分が見受けられたんですよ。とりあえず問題点を提起して、それで皆さんがずっと守ってこられた納税組合を協議されて、行政の方とすりゃ、

こういう問題があるんで解散されてもいいですと、その中で皆さんが協議されてうちはもうやめようやという自主的なところでこのたびはお願いさせてもらうとるんです。その状況を見て、どっちにしてもそりゃ18年でやめるか19年でやめるかいう世界じゃろう思うんですが、その状況を見ましてそこらをまたこの議会の方へ相談させてもらえば思うんです。

要するに理解を求めるいうところでこのたびはお願いしたんじやいうふうに、ちょっとご理解いただければええ思うんですが。そんなに長うには置いとくということじゃないんで。

それで、もう一つは、収納の体制いうところでちょっと悩んだる部分もありまして、それで解散イコール口座振替へ移行していただきたいと、こういうことで17年度お願いしたわけであります。それで、この流れに沿って随分解散が出よるいうふうには聞いとるんですが、数を把握しとらんのです。それで、いや、合併してからの流れの納税組合の数は、合併した時点は362ありました。1年たった去年の17年3月31日では351であります。それじゃけ、16年の3月31日は362組合ですね、それで1年たったら351になりまして、それで去年の10月31日で338になっとります。じゃけ、あんまり減っとらんのですね。それで、このたび17年中に組合長さんに集まってもらったり通知をしたり説明したりしとりますんで、このたびは随分減るんじやなかろうかいうふうに思うとります。まだ、今その解散届が出よる段階なので、まだ数字がはっきり言われません。

以上であります。

熊高委員長 答弁を終わります。

川角委員。

川角委員 今聞きますと、余り減らないということは住民サイドから見れば必要な組合だという理解できるわけですね。ですが、内容から見ると、やはり以前は二十二、三軒で組合つくったのが、今2軒残ってもいいんですね、この2戸以上とかいう条件があるだろう思うんですね、組合。それで、実際には2軒なり3軒なりの方が組んで残っとるのもこの組合個数に入っとると思うんですね、組合の数に。そこら十分よう精査されて、さっき指導の方法で誘導しよるんじやということはあるわけですが、何かそこらでもきちっとした制度の中で一つやられるということが必要じゃないかと。それで、どうしてもこれがかなりな人数が1組合の中へおられて、そしてこれが有効で非常にまだあるんなら、やめるとかやめんとかいう議論の前に、これ必要なから当分続けますよということが必要なんじゃないかと思うんで、そこらを一つの見きわめを十分していく必要があるんじゃないかというふうに思いますので、これは意見として申し上げるわけです。

それと、もう一つ、先般の……、続けてもええですか。

熊高委員長 どうぞ。

川角委員 はい、すいません。一般質問では若干質問させてもらうんで、そ

れにはあんまり触れないと思うんですが、ただ、循環型社会の形成いう中で、この市長の施政方針にも方針が出されておるわけでございますが、それで庁舎内ではこの二酸化炭素の抑制というのを一つ図っていきこうということで、これで温暖化の対策実行計画というのを策定をされ、そしてこのような形でやるんだいうのも全員協か何かで報告されたように思うわけです。それで、実際にやられとるということではあるわけですが、そこらをやったためにいろんな電気とかいろんなもんで若干この予算について成果が出つつあるのかどうか、そこらがあればひとつお聞かせをいただきたいし、その後段で市民の方へは、あるいは事業所へことしは強力にこの防止については啓発をし、そして排出量を抑制していくんだということを述べられておるわけでございます。これは非常に今後の課題としては大変重要なことだというふうに思うんですが、これを具体的にどのような形で進めようとされておるのか。例えば、1職員を張りつけてでもこれを外部へ出て行ってどんどんその啓発していくんだというところまでのお考えがあるのか、そこらをひとつ、その意気込みについてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 まず、第1点でございますが、庁舎内での結果はというご質問ですが、これにつきましては今現在、16年度の排出量を基準にして考えていきこうという形にしておりますので、今17年度まだ3月31日までございますので、3月分についてのが終わらないと17年度の結果がやったときに、今の10施設の中でどれだけのプラス・マイナスがあったのかというのはちょっと今判明しておりません。ですから、それを今順次、最初の計画の中の10施設については同じようにデータを配りまして、それを集計してもらおうような体制であります。そして、なるべく早い時間にそれを集計して、それを各施設で見比べようというふうな計画で今、総務等と話をしながらやっておるところでございます。

それから、それ終わった後、事業所それから各住民の方にどういうふうなアピールをしていくかということでございます。これにつきましては、今の地球温暖化対策法、仮称でございますが、仮称いか縮めてわかりやすいように言いますが、地球温暖化対策法については、地域対策計画というのをもう一緒につくっていく必要があるんだというようなことがございます。それによりまして、今から、今年度におきましては公衛協等を初め各団体においてその活動計画において、その温暖化対策に対するどういう取り組み方をしていくかというのを、その計画の中に入れていただこうと思っております。

それから、その住民に対しての説明は入っていくのかということがありましたが、実は先般2月の末だと思っておりますが、向原の方の勉強会というところでそのものの話をしてくれということがございまして、この現状と今の自治体としての取り組みという形で説明をさせていただいて

とどこでございます。

そういう実態を踏まえまして、まず、今年度から多分しとられるとは思いますが、どういう取り組みの仕方が各家ではできるんですよというふうなところを広報等を重ねてやりながら、それと並行して公衛協等の団体にその活動を重点的に進めていっていただくというふうに今計画しております。

以上でございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

川角委員。

川角委員 前向きな取り組みをとということで聞かせていただいたんですが、ただ、さっきありましたように、内部での取り組みについては非常に重要なことだろうと思いますし、このことをこれからの業界、この中でもやはり市民から見ても庁舎内ではこういうことをやりよるんだというのが目に見えるような一つの啓蒙いいますか、広報紙もせっかくありますので、そこらで成果が出次第、やはり報告をして皆さんにご理解を得るといことが非常に大切なことじゃないかというふうなちょっと気がいたしております。

それから、さっきの市民へ対しても直接出ていってということは今まで以上に非常に進んだ一つの取り組みだというふうに思いますので、今聞かせていただいたことをぜひ実現をしていただくようにということで終わります。

答弁要りません。以上です。

熊高委員長 ほかに質疑ありませんか。

亀岡委員。

亀岡委員 滞納整理のことに関係してお尋ねしてみるんですが、いずれにしてもこの滞納整理、大変な当面する課題だと思うんですが、一つにはその対象者に十分当たり切れているのかどうかということですね。いうことは、現在の担当部署の陣容で十分なのかどうか。とりわけ、そういう、どういいますか、仕事をしていただく場合に相手さんが夜でなければいけないとか休みの日でなければいけないとか、向こうさんの都合が優先されて整理の活動をしていただく時間的な条件といいますが、そういったこともなかなかおのずから制約があるというようなこと考えられるんですね。そういった意味からいえば、現在までの陣容でいいのかどうかということが考えられますので、そういった点について問題はないのか、それが一つと、人権課の関係では、これは合併前からの経緯、経過も関係しますが、向原町さんではそういった人権活動の拠点といいますが、会館等、他の5町とは異なってそういう形がない中でやってこられているということですが、とりたててそのことに関係して向原町において行政の立場から見てそういった面に格差が、そういった面での格差が出ておるのかどうか。とりたてて別に問題はないというふうに私は思いますが、そこらのことはどうなのか。基本的には一般行政化していかないけんという、これは

国が示した法が終止符を打ってからは特にそういうことが言われている中であえて問題がないとすれば、とりわけこれから一般行政化に向けて5町のあり方も考えていかないけんというふうに思うんですね。その2点についてお伺いをしてみたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

増元助役。

増元助役 先に滞納整理の人員あるいは体制、今のままでいいのかということにつきまして、確かにご指摘のとおり、ここ2年間やってまいりまして5部にまたがり、費目でいえば28の費目であったと思いますが、税だけではなしに使用料あるいは資金の回収というふうな形での、大変広い範囲の中でやっていこうということで、それぞれの担当部署がありますし、支所もあるという中でやってまいりました。人員体制につきましては、ご指摘のとおり職員のそれぞれの個々の努力で今までやってきておりますし、そのことは先ほど来あったとおりでございまして、各それぞれの現場においては非常に厳しい状況もあるということの実態もございまして、

今後の体制のあり方、一種の限界感も感じておりますので、もう少し集中的に部署を、今ではそれぞれの部、組織にまたがって、それぞれの個々にやっておるという状況もあります。相互の連携はとるとは言いながらもなかなか難しい面もあると。ある種、滞納整理、非常に悪質な滞納者につきましては1カ所にまとめて、税だけではなしにほかの使用料も含めてやる方が効率がいいのではなかろうかというふうなことも考えられますし、法的な今後の困難な事案につきましては、やはりそれなりの専門的な立場のノウハウも必要であると。内部の養成も当然必要でありますけれども、即戦力という面では少し時間がかかるとなれば外部からの招聘ということも考えられるのではなかろうかということで、いずれにいたしましても3年目、当然今の体制でやりますけれども、今のようない新しい取り組みといったようなこと、18年度の早い段階でもう少し検討させていただきまして、また議会の方にもご相談も申し上げたいというふうにも思っておりますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

熊高委員長 引き続き答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 お答えします。

人権啓発にかかわって他町とどうかという、向原町の件を問われているんでなかろうかと思っておりますけれども、人権啓発におきましては向原町人対協を中心に市民生活課並びに教育委員会とも連携をされまして、年2回ぐらいですか、暮れの人権週間の後に行事を持たれますし、また、春から夏にかけては、やはり地域に出られまして人権尊重全般のそういう事案を取り上げられて、学習会、研修会をされております。

それで、人的な面では他町、どういうんですか、地域と比して少ないわけですがけれども、支所を挙げて人権啓発に取り組んでいただいている、

あるいはまた人対協も中心的にやはり機能されて頑張っておられるという、そういう見方をしております。

熊高委員長 以上ですか。  
答弁を終わります。  
亀岡委員。

亀岡委員 滞納整理のことについての体制の問題、先ほど来いろいろ午前中からも聞かせていただくとおりでして、民間なり専門分野の人材も含めてとかいろいろありますが、そういうやり方は当然のこととして、これ人事の問題になろうかと思うんですが、例えばこの市役所内、それぞれ部があり課がありしますけども、一番職員さんが行きとこないのはやっぱり税務関係じゃないかというふうに思うんですね。そういったようなことから考えますと、適切な対応をしていくには必要以上というのは語弊があるかもわかりませんが、常に十分な体制を持っていかれにや、一口に言うて十分取り組めん状態がいつ起こるやらわからんというようなこともあるんじゃないかと思うんですね。早く言えば、手なれておいていただくと。それこそ専門的にになっていただくということが適当かもわかりませんが、そういった意味合いで一つ、もし申し上げますようなことがあるならば、このことに限っては特段の対応をされた方がいいんじゃないかと。

それから、今の人権の関係、当然、向原町さんも適当にやっておいでるんでそういう答えをされるんであろうというふうに思いながら伺うたわけですけども、ならば一般行政化していくこの問題も含めて、人権問題が特別な分野に限ってだという言い方をしてるんじゃないんですよ。そこらも含めてできるだけこれからのあり方を、これまでどおりのそれぞれの旧町にあったスタイルを持っていくというんでなくて、行政経費の問題も含めて最善な方向に持って行っていただくように努力していただきたいというふうに思うわけです。

以上のようなことでお尋ねをしてみます。

熊高委員長 答弁を求めます。  
廣政市民部長。

廣政市民部長 この人権啓発推進につきましては、それぞれの町でそれぞれの形で進めて来られたという一つの実績がございます。今からの人権の尊重の推進、啓発につきましては、仰せのとおり同対事業につきましても一般施策の移行という形もなっておりますし、当然今からこの安芸高田市としてこの人権の問題というものは、ソフト面での人権意識の高揚という一つの人権に対する高揚というものを高めていくという形になろうと思っております。

そういった意味では、安芸高田市としてのすべての人権を尊重して住みよい町をつくっていきましょうというソフト面というものが主になってくるんじゃないかと、このように思います。

事業にしましては、一般施策の移行という一つの形がありますので、

それを尊重すべきだろうと、このように思っております。

熊高委員長 市税の方はよかったですかいね。

答弁よろしいですか。

亀岡委員 いや、ちょっと。じゃ。

熊高委員長 亀岡委員。

亀岡委員 言い回しが過ぎていけなかったかと思うんですが、要するに滞納整理の問題というのはずっと続いていくような状況にあると思うんですね。いろいろ体制を言われますように組織してやられるとしましても、一番基本となるのはやっぱり行政としての取り組みだと思うんですね。ならば、職員さんの体制というのはいつも十分な構えであるというような体制でなければいけないんじゃないですかということを行っているわけですね。そのように現在があるのであれば、あると受けとめないけんと思うんですよ、こういうふう施策とそれに伴う予算を提案されているわけですから。だが、なかなか2,000件近くに及ぶ件数に今の体制で十分当たり切れてやっていただいとるところまでは行ってないんじゃないかと。何も努力しておっていただかんいうんじゃないんです。余りにも、早く言えば、この督促状なんかは、どういいますか、十分なやり方をできると思いますね。ただ、行ってみにゃわからんと、会うてみて初めて現場での具体的な取り組みになるというようなことですから、そういった面でどうであろうかということも初めお伺いしたわけですね。そういった面は十分だというふうに思っておいでになるようなら、私が言っているようなことは別に問題ないわけですね。ですが、どうもそのところが心配がありますのでお伺いしたような次第です。別に問題がなければよろしいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

増元助役。

増元助役 過年度分の滞納は少しは減少傾向にあるけれども、現年分がまた今まで以上にふえてきておるといふような実態。件数とすれば2,005件といふような実態も申し上げたことでございまして、現在の体制が十分であるといふふうには、成果が出ていない以上は、人員配置も含めましてそれはやっぱりどっかに課題があるといふふうには受けとめはさせていただいております。

今後におきましては、ですからやはり人員配置ができるものであれば、それはやはり全体の組織機構の中で、ほかにも当然取り組んでいかなきゃいけないという全体のバランスがあるわけでございますので、そこらも勘案しながら、総定員は今から減らしていくという傾向に、といひますかそういう計画でございまして、そういう中で種々の課題にどう立ち向かっていくのかというのは、これは組織全体の大きな、滞納整理だけではなしに大きな課題であるといふふうにも思いますが、内部の職員の人員配置、それから資質の向上、意識の改革、それからそれで間に合わなければやはり外部からのノウハウの注入と、そういったことも総合

的に今後考えていくべきであろうと。現在が完璧であるというふうには思っておりません。

熊高委員長

答弁を終わります。

亀岡委員、よろしいですか。

亀岡委員

何かあるんですか。じゃ、私の方はいいですよ。

熊高委員長

入本委員。

入本委員

収入の方で基本的なことをちょっと教えてもらいたいんですが、たばこ税は値上げするけ上がったんか、それから入湯税の20万は何人に匹敵するのか。それから、ゴルフの利用税が去年は雪じゃなんじゃかんじやという言われたんですが、ことしの予算も3,500万ぐらいだと思うんですが、そこらの組み立てですよ。どっかいいやあ、皆、私個人的にも関係しとるようなことなんです、やっぱりこれも住民にも説明しやすい問題でもありますし、やっぱり前にも言われましたようにゴルフなんかは月例会をつくるとか市長杯をつくるとかして、健康と税収を兼ねた、またコミュニケーションを兼ねたいという方向性もあるかと思うんですよ。そういう面でちょっと、3点のプラスの要件、マイナスの要件を伺います。

熊高委員長

答弁を求めます。

山本税務課長。

山本税務課長

たばこ税と入湯税については、税務の管轄なんで税務の方で説明させていただきます。

ゴルフ利用税の分については、ちょっと財政課の方になるんで。

たばこ税は、先ほど委員言われたように値上げが7月に1日でされるようになっております。それを見込んで800万円の増加ということで上げさせてもろうております。入湯税は若干、美土里町が5,000人ぐらいだったのが5,100人ぐらいになったんですか。若干、美土里町は100人ぐらいふえとるんですね。高宮町が1万人、1万から1万1,000ぐらいが平均なんです。20万円いうのは111人に、はしたになるんですが、100人程度はふえよるんでこの程度はふやしてもよかるかということではふやさせてもろうたい状況であります。

以上であります。

熊高委員長

ゴルフ税は。

入本委員

ゴルフ税は担当課が違う言うちゃったけ。

熊高委員長

総務部長がおってだけ。

熊高委員長

新川総務部長。

新川総務部長

ゴルフ利用税につきましても、今日のこうした社会情勢等を見させていただきながらゴルフ場の利用者の減が予想されるということで、ある程度こうした減額措置もさせていただいてるところでございます。

熊高委員長

以上ですか。

新川総務部長

はい。

熊高委員長

以上で答弁を終わります。

入本委員。

入本委員 たばこ税は福祉に行きやあね、またこれは反対の見解されるし、入湯税も税務課が数字上げるんでなしに、どっちかいやあ観光課が、ことしはこういう手を打つけ、税をこれだけ見込めと言わにやいけんのが税務課が見込んだんじゃ非常に弱いという、観光費用も持ってないしね。そこの連携という中で、答弁の中に観光課が100人見込めと、税収が上がるぞというような答弁が欲しいと、今後ね。

それから、ゴルフ税は、部長としてもゴルフしてないけあれかもわからんのですが、どっちかいやあ安芸高田市月例会を設けて、やっぱりゴルフいうたら悪に見えるかもわからんのですが、一日一緒に知らん人とつろうて遊んだら聞見が開けるんですよね。それだけじゃないんですよね、やっぱり。それから、今のような事業も、新たな事業を起こすこともできるんですよ、やり方によっては。市外から呼んだりとか、交流会、コンペするとかすればですね。税をかけても、ならゴルフというのは昔のイメージがあれば遊びじゃというふうに思われるかもわからんのですが、今非常に逆にそういう人材を、集め方によっては有効になると思いますので、ぜひこの予算額をオーバーするような企画を総務部長として担当課にハツパをかけて、ひとつお願いしたいと思います。回答の方は、この税については結構でございます。

次に、予算書の61ページもこの説明書にも同じことが書いてあるんですよ。4つの火葬場の管理費が、この説明書じゃけ大小詳しく書いてあるんか思や、予算書と同じこと書いてあるけ聞かにやいけんようになってくるんですが、やっぱりこれだけ余白があるんならこの分析した数字を書いてもらわ、わざわざ聞かんで済むんですが、4つのこの管理費が違う原因を教えてくださいたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 この4施設の管理費の主なものにつきましては、費目はほとんど一緒なんです、需用費それから役務費、それから業務委託料というものでございまして、その中でどうして違うか、違いの大きなものは何かということございまして。それにつきましては、火葬業務の委託料等が大きな違いでございます。金額的には、ちょっと待ってください。

熊高委員長 暫時休憩といたしましょう。2時15分まで。

~~~~~

午後2時02分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~

熊高委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほどの入本委員に対する答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 各施設の金額の一番大きな差の要因というものは業務委託料でござい

ます。

以上です。

熊高委員長 答弁を終わります。

入本委員。

入本委員 分解したものを言うてくれにやわからんじゃないですか。全部が委託料なんですか。分解したものを言うてくれる、その説明求めとるのに、そがな答弁ならわしでもできる。ここに書いてある。

熊高委員長 答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 失礼いたしました。それでは、業務委託料、各施設ごとに述べさせていただきます。

火葬業務の委託料でございますが、蓬萊苑につきましては2名の方がいらっしゃいます。2名の方は、1名が1カ月当たり18万5,000円掛け12カ月で222万円でございます。もう1名の方は、これが最近とといいますか、合併してから入られたということでまだ業務の方もふなれという形で差をつけさせていただいております。1カ月当たり15万5,000円と、12カ月で186万円、火葬業務の委託料が408万円でございます。それプラス、霊柩車の運転業務の委託がございます。これもお二人でございます、吉田町区域でございますが、この方が1カ月当たり14万5,000円の12カ月で174万円。もう1人の方が八千代町の範囲で13万円掛けの12カ月、156万円。計で330万円でございます。2つの火葬業務と霊柩車の運転業務合わせまして738万円でございます。

次に、光台苑でございますが、光台苑はお二人、火葬業務がいらっしゃいます。お二人とも月額20万円の12カ月、お二人分で480万円です。霊柩車の運転でございますが、これも高宮と美土里分でお二人、業務委託しております。1カ月当たり14万円の12カ月、計336万円。2業務で816万円。

甲田火葬場でございますが、火葬業務、これは1者で業務契約をされております。の予定で見積もっております。1カ月当たり23万1,000円の12カ月、277万2,000円。それから、霊柩車の業務も一月当たり12万750円掛けの12カ月、144万9,000円。合計が422万1,000円。

流雲閣でございますが、これも火葬業務と霊柩車の運転の業務委託をしておられます。それで、予定でございますが1カ月当たり12万6,000円掛けの12カ月で151万2,000円。それと、火葬の件数、1体当たり、1件当たり4万2,000円掛けの90件を見込んで378万円、合計が529万2,000円でございます。

以上が4施設の業務委託料に関する明細でございます。終わります。

熊高委員長 答弁を終わります。

入本委員。

入本委員 こがにい書いてあれば最初から、非常にわかりやすい。だから、そういうふうにしてもらえば説明するの、質問する方も、今、葬斎場が出

ておりますよね、これを調整するのにまた非常に難しい問題が出てきますよね。現状、これだけ違うとるわけですから。現在でも合併前の持ち込みでこうなるとるのはやむを得んと思うんですよね。葬斎場が今できようとしよりますよね。これはどういうふうに考えておられるんですか。将来このままでずっと行くんですか。葬斎場に向けての調整は、このたびの予算を通じて来年度の予算をどのように考えておられるか。

熊高委員長 答弁を求めます。

廣政市民部長。

廣政市民部長 ご質問のとおり、それぞれの合併をする前の体制で今の施設の運営をさせていただいております。問題はこれからの新施設の計画されておりますこの火葬場についてでございますが、これにつきましてはいろいろ管理運営を今からどうするのかという、一つが方向性づけが要るだろうと、このように思います。それに対して今の現況をどうすり合わせるのかいうところもございますし、今やっております管理委託制度等も考えますれば、それぞれの中で今の運営をしていただいとる中での規模的なものになるのか、そこらちょっと今の段階では不透明なところがございまして、性急にこれの体制を今統一化するというのはなかなか難しかろうという形で今日までに来とるといふ段階であります。

いずれにしても、新市の新設になりますと管理運営をしていかねばなりませんので、これからの課題という形で今考えておるところであります。

熊高委員長 答弁を終わります。

入本委員。

入本委員 そういう意味で、このたびの予算で改革しなさいとかどうしなさいとかいうのは非常に難しい問題だと思えます。葬斎場も出ておりますので、ここらもあわせて今度は随時その報告、変更、考え方を方向性を特別委員会等でお話しいただきたいことを要望とします。

次に、先ほどから人権推進事業の中に、これまた少年プランなんかにはどちらかといえば先ほどの苦情、消費者センターの苦情がありましたですね。これ安全推進課ができとるんですよね。それで、さっきの教育委員会もこれ絡んでくるんでね、青少年ということになると。そこらの整理を担当課としてはどのように考えておられるんですかね。

熊高委員長 答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 18年度にかかわります青少年育成にかかわる事業の展開でございますけれども、プランの策定に当たりましては、議員さんご指摘のとおり、小学校、中学校、高校というような、そうした教育委員会が所管する業務もございまして、でありますから、教育委員会とやはり就学している児童生徒の部分にかかわっては、やはり連携を持たさせていただきながら、事務局体制も何ほか協力をいただきながら、そしてアンケートの調査、あるいはまた分析なんかもかかわっていただいて、双方でプランが策定

になるような業務を分担していきたいと、このように考えております。

熊高委員長 答弁を終わります。

入本委員。

入本委員 推進課の部分。消費者生活相談の分は。推進課が、安全推進課が問題になるんじゃないかと思うんだけど。あこらとの担当課としての考え。

熊高委員長 答弁を求めます。

新川総務部長。

新川総務部長 今、消費生活相談員設置につきましては、17年度に設置をさせていただき、いろいろ県の組織の中の、どういんでしょうか、担当しておる部の中でいろんな角度で本市にそれを設置させていただいたような過程がございます。

いろいろこの17年度、非常に先ほど来から消費生活に伴います相談業務の件数、それ即やはり安全推進室とのかかわりを全部連携をとらせていただいております。当然、18年度に向けての取り組み方、総合的な面もあるわけなんです、確かに安全推進室とのかかわりというのは大なるものがありますので、今後事務分掌のある程度の整理も必要になってくるかなという思いがしております。もう少しの時間をいただきながらこれを新しい年度に向けての調整を図らせていただきたいというように考えております。

熊高委員長 答弁を終わります。

入本委員。

入本委員 きょう、総務部長が所管でないところで答弁されて、私が恥をかかなくて済んでよかったんですが、担当課が予算持つとる場合は、えてして担当課が単独で物事をして連携がとれてない場合が多いんですよ。これは今一例だけなんです、やはりそういう面では今からの行政改革にもつながってくるかと思うんですが、予算に、今までわしらがやりよったんじゃないかまたわしらがいうてこうやるんじゃないかと、やっぱり連携を持った施策でないと、つくったものが教育方針と違ったり安全推進課と違ったりとかするケースがありますんで、担当課としては横の連携を密にとれるような、また密にとらなくてもいいような組織、行革を4月の人事異動等には参考にしていただければそれで幸いかと思います。

次に、先ほど人事の人権会館等がありましたけど、先ほど基本的には一般財源といいながら財政がないと、電気代がどうのこうのという場合に、支所があいとるにもかかわらず支所に移転せずにして、そこに置いとるとか。支所にでも行けるケースもありますし、いろんなケースを考えられると思うんですよ。だから、固定的概念を考えずに、一般財源になったら一つでやっていくんだという意識のもとになれば、支所の空き部屋利用ですることが、より事務の効率化を図るためにも一体化が生まれてくると思うんですよ。中には館長がおられたりいなかったり体制も違っとるわけですよ。そこらも人権というものは市政がある限り一生続くもんでございますから、そのあたりも統一して人権会館をより人権

活動の場になるように、支所全体で考えていくような体制が必要かと思うんですが、ことしの予算を見てからバランスが悪いけどうじゃこうじやというのは非常にこれを変えることも不可能だと思うんですが、やはり今回も予算組みができて、来年度もまた同じというのではやっぱり市の合併、合併って言いながら、商工会も合併する、社協も合併したいという中で、管轄しとる部署が単独でぼんと出とるのも、これはやっぱり合理性がないなと思うんですが、その点についてお考えを伺います。

熊高委員長 答弁を求めます。

児玉市長。

児玉市長 総合的に合併をしてから支所もかなり空き部屋ができておると、こういうことであります。そういう点ではもう少し支所の事務所も含めた総合的な使い方をしたらどうかと、こういうようなご意見であろうと、このように思うわけでございます。

人権会館は昼間の使い方よりか、かえって晩が利用が多いわけなんですよね。ですから、皆さんがそれぞれ、もういろいろのグループがもう人権会館を定期的に使ってその活動をしておられるところもあるわけでございます。そういうことで、支所へそれを全部移してしまうと夜間をどうするかという問題もありますし、支所の場合は一般の、どういたしますか、その団体を入れることでさえもセキュリティーの問題とか、いろいろ問題があるわけですね。ですから、そういう点は今後十分協議しながら有効に使っていけるような方法で総合的に考えて、人権会館だけでなしに総合的にやはり機能を考えていく必要があると、このように考えております。

熊高委員長 答弁を終わります。

入本委員。

入本委員 市長が言われるのもわかるんですが、現在、宿直制度もあって、ナイターでグラウンド借った人もそこにかぎを返すとか、それから民間の今ごろセブン・イレブンとかコンビニがあって、24時間の店があってそこでかぎを管理しとるとか、知恵を出せばあるわけですね。日常の業務の中で今電気代が水道代がという、そういうせこいときにはやはりことしと同じような予算が来年度に出ないように、ひとつ、行革行革言われてますんで、その中にぜひとも取り入れてもらってやっていただくことを要望して次の問題に行きます。

人権相談員が相談しとる窓口が、件数が温度差が非常に多いですよ。週に1回の日もあれば毎日あるような。そうするところの精査いうんですかね、どのようにこれを分析されて、将来はどのような形にゾーン分けしてやるとかですね。一般の人権相談なんかでも曜日を決めてから、甲田の場合はふれあいセンター等でやとられるわけですが、そういう利用者によっては温度差があっても仕方ないと思うんですが、地域によってはですね、そこらの件数の違いと、その分析してどのように啓発されとるかというのは、当然、担当課ですからやとられると思うんですが、

その5カ所の差というものをどのように今後考えておられるか。

熊高委員長 答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

毛利人権推進課長 例を出して言いますと、吉田の人権会館では総合生活相談という形で、その人権にかかわること、あるいはまた生活上の暮らし向き、あるいはまた近所の土地のトラブル等々、さまざまな生活上の課題について相談業務をやっております。それで、人権会館の機能としては人権問題を中心にとということではいろいろと相談を受けておるわけですが、そこらの部分を広げまして、でき得れば吉田の人権会館のように、人権会館においてそういう生活上の総合の相談ができるような体制に持っていけないだろうかということで、実は福祉保健部とも連携いたしまして、他町いろいろさまざまでございますけれども、人権会館、向原町さんは支所とか公民館というようなことかと思っておりますけれども、そこらやはりまとめるような、そういう取り組みをことし1年かけて考えていこうかというような、そういう取り組みをしております。

熊高委員長 答弁を終わります。

入本委員。

入本委員 そういうふうに分けられて前向きな検討されて、それからやっぱり問題点が年間にそれだけあるということは、やはり大まかにやっぱり啓発運動も必要なんで、具体的にやられて総合的にされるということが一般財源の移行という中にも適すと思っておりますので、ぜひともそういう環境のいい環境をつくってもらうことを、毛利さんならできると思っておりますので、要望しておきます。

それで、もう1点、これはちょっと今までないことなんですけど、財がないと言いながら、やっぱり減税処置の場合、寄附行為の場合ですね、例えばA社が、ことしはようけもうかったけ市に寄附したいんじゃないというようなことがあった場合には、減税処置とかいう考えをしてもらって、間口で、やっぱりもうけたところは地域に還元すると。優良企業というのは、私らも先進地見に行ったときに、図書館をつくったり学校をつくったりして貢献しとるんですね。手前みそになるかもしれない、甲田の場合は湧永庭園なんかが無料で開放しとるというのは、これはやっぱり貢献だろうと思うんですね。そういう方がもし今、財が厳しい厳しい言っておられます。それで、このたびなんかでも残念ながらAEDでも3台しか買えんと、10台欲しいんだと、5年間で50台にするんだという中に、そういう業者がおった場合はそれを減税処置をしてあげるような考えはないか。市長さん、ぜひそういう減税処置をしてあげれば納税のかわりにこちらに直接税で品物が戻るとかというようなことがあるんですが、そういう考えはいかがでしょう。

熊高委員長 答弁を求めます。

児玉市長。

児玉市長 ちょっと減税の問題はまた担当課長から申し上げたいと思います。

できればそういう方向で研究してみたいと思いますが、ご指摘のように、市内の企業でも非常にそういう寄附行為をしてもらって助かっておる企業がございます。そういうものについてはそれぞれ感謝状等も出してそれにこたえておるわけでございますし、先般も湧永のハンドボールの子どもの小・中の大会がありました、行って見ますとそれぞれ湧永の選手をそれぞれの小学校、中学校へ、もう固定的に選手を配属をして、ですから、小学校3つ、中学校1つですから4人の湧永のハンドボールの選手がずっと集中的に指導をさせておるといのは、やっぱり企業としては大変貢献してもらっておると。それがためにやはり中学校も高校も全国大会へ今回出られるようになったということで、そういう企業の貢献に対しては何らかのやはり感謝の意を表する必要があると考えております。

熊高委員長 引き続き答弁を求めます。

山本税務課長。

山本税務課長 税の減免という部分だろうと思うんですが、ちょっと法人についてはその決算の中でどの部分が税の減税の対象になるかいうのをまだ把握しとらんのです。個人では行政へ寄附すればその額は税額控除ということで控除するようになっておりますんで、どういう方法があるのか今後研究させていただきたいと思います。

熊高委員長 答弁を終わります。

入本委員 終わります。

熊高委員長 ほかに質疑ありませんか。

渡辺委員。

渡辺委員 最後か思うたらまだあるようでございます。

先般、予算委員会の冒頭、私も質問申し上げ、またその後、各委員さんからも滞納整理については大変多くの方々のご質問なりご意見出とるようでございますが、税の公平性からいいますとせひとも頑張ってもらわなくてはならないというふうに思いますが、このことについていろいろ執行部の皆さんの説明を聞いておりますと、大変ご苦勞をなさっておるといふふうに受けとめさせていただいております。現在どうしても過年度分を整理していくし、過年度分を整理すると現年度分が出てくる、先ほどの説明で聞きますと件数でいえば現年度分の方がふえとるといふふうなことでございますが、ここらあたりで私は冒頭に、予算委員会の冒頭でご質問申し上げたのは、やはり機構的に専門分野、市長さんもある意味では専門家の囑託的なものでもというふうなご意見もあったようでございますが、やはり職員さんの方の内部的にもやはり機構的に、その部へずうっとおるといふのは、委員の中からもありましたように大変だろうと思うんです、滞納整理というの。しかし、やはりある程度、本来の事業も持ちながら滞納整理というの、またこれ大変で、どちらかといえば滞納整理といえば夜の行動、活動がふえるというふうな負担の部分もあると思うんですよね、事実上。その辺を執行部の皆さん、検

討されて、機構改革という中で対応されることはいかがかなと思います  
が、本部長のお考えをお伺いしておきたいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

増元助役。

増元助役 先ほど来からのご質問にもありましたように、私の思いは機構の改  
革も含めて対応させていただきたいというふうなお答えをしておいたつ  
もりではございます。ただ、それも全体的な組織機構の流れの中でどう  
位置づけていくのかという全体的な調整は必要でありますけれども、さ  
らにこれを進めていくということになりましたら、先ほど来ありますよう  
に職員の負担、あるいは効果的にそれをやるためにはやはり集中的にそ  
ういう専属部署といいたいまいしょうか、そういったものが必要であるう  
という思いでお答えはさせていただいたつもりでございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

渡辺委員。

渡辺委員 そういった面でぜひひとつ、一部に集中的に負担がかかることのない  
ような方法で滞納整理ということには鋭意努力をしてもらおうようにお  
願いをして終わります。

熊高委員長 今村委員。

今村委員 さっき法人の話が出ておりましたが、今年度の法人の客体の対象の  
数ですね。どういうようにここ二、三年、把握しとられますか。何か資  
料があればお願いをしたい。

熊高委員長 答弁を求めます。

すぐ出ますか。

他に質問がありますか。

今村委員 いや、もうええです。

熊高委員長 他に質問がありますか。

亀岡委員 まだあります。

熊高委員長 ありますか。

亀岡委員 締めくくりやらないけんです。

熊高委員長 山本税務課長。

山本税務課長 16年度ですが、710社ありました。本年度は17年度の数字をもって18  
年を計算したんですが、6社ほど減っております。704社ということで18年  
度積算しております。

以上であります。

熊高委員長 答弁を終わります。

今村委員、よろしいですか。

今村委員 結構です。

熊高委員長 他に質疑ありますか。

田中委員。

田中委員 滞納整理についてお尋ねするところでしたが、各委員さんからいろ  
んな角度によって質問されたので、その方はさておきまして、国庫支出

金の委託金なんです、23ページ、これはわずかな金額なんです、年々ふえ、ことしちょっとふえてるんです。というのが住基の委託料、いわゆる外国人登録の委託料、これがちょっと大分ふえてるんで、この安芸高田市に外国人の方が何名いらっしゃって、これが国別にわかればお尋ねいたします。

熊高委員長

答弁を求めます。

田中委員、他に質問がありますか。

じゃ、資料、出ますか、いいですか。

答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長

ことしの2月28日現在での人数であります。これは全市内の計でよろしゅうございますか。市内の計で。

田中委員

国別。

佐々木市民生活課長

国別で市内一本でいかせてもらいます。まず、オーストラリア国籍の方、1名、ブラジル国籍の方、165名、中国国籍の方、65名、インドネシア国籍の方、17名、北朝鮮国籍の方、6名、韓国国籍の方、73名、メキシコ国籍の方、4名、ペルー国籍の方、18名、フィリピン国籍の方、25名、アメリカ国籍の方、9名、ベトナム国籍の方、33名、タイ国籍の方、26名、カナダ国籍の方、1名、計443名の方でございます。

以上です。

熊高委員長

答弁を終わります。

田中委員。

田中委員

それでは、次に、税務課長さんにちょっとお尋ねしますが、これは金額的なこととかなんとかじゃないんですけど、説明資料の11ページのちょうど真ん中の欄に市税還付金というのが1,000万、ここの説明欄に過誤納税金の還付というところで、先ほどちょっと説明で法人税の云々とおっしゃっておられましたが、これは法人税の予定納税をされておってそれが決算により還付ということの説明だったと思うんです。そうすると、ここの過誤納税還付金というところはいかにも職員が過誤の納税の切符を送ったようなとらえ方に、ちょっとこの文を見るとさらっと見るとそういうふうに感じられるので、これは法人税の修正申告による還付金というような表現の方がいいんじゃないかと思われませんが、いかがでしょう。

熊高委員長

答弁を求めます。

山本税務課長。

山本税務課長

行政用語で一般的にこういうように言いよりますんで、誤って法人が多く納めたという結果を招いたということで、過誤納金、過誤納金言いよるもんですからそういうように書いたんですが、この説明の文言についてはそういったようにわかりやすく、修正申告等による還付金等というような形で出したいというふうに思います。

熊高委員長

答弁を終わります。

田中委員 よろしいです。  
熊高委員長 他に質疑ありませんか。  
亀岡委員。

亀岡委員 人権行政について、もう一度改めて市長の方にお伺いしたいんですが、先ほど来伺いまして、私はこの面では安芸高田市に合併しまして考え方によっては一番この行政の面でこれからどうやっていくかという点で大きな問題とっておりますのは、向原町のスタイル、これがまずさつきもありましたように、それで不都合も起きていないんですね。むしろ今日情勢の中で行政経費の節減あるいは改革、そういったようなことを踏まえて考えましたら、そういった方向に持っていくべきが本来のあり方になるんじゃないかというふうに思うんですね。ひとつ、そこで思い切った、いわゆるこの会館を主体とした5町のあり方を思い切って改革をしていくと。ここのところが非常に重要だと思うんですね。

先ほど市長は、この会館のことについては、かつては隣保館とかいろいろ、要するにそのときにそういう政策メニューはあったわけですね。これは制度があるから制度で認められているんだというふうに言われるわけですが、そういうのをずっとこだわっていけば改革はできないんですね。実際問題は実態としてどうなると、住民とのかかわりにおいて。そこをしっかりと見て、これはどうしても思い切って改革をしてやっていくんだというお気持ちがおありかどうか。

私は、この合併して当然求められとるのは、いわゆる先ほども少しありましたが、全市に向けての行政はやることについては平準化を求めていくと、また一体化、一元化、そういうのが非常に大切だと思うんですね。ただ、それぞれの地域に特性があり、またいろいろ昔からの、以前からのといいますか、行きがかりがあるんだというのは、これは市民の求める、そこの実態の中からはそういうのはあります。ただ、行政の施策においてはそこを変えていくのが改革であり、また理想を求めていく取り組み方だと思うんですね。そのことについて、ひとつ思い切ってそういう改革をして、できることならその結果、一元化に持っていく、一体化をどういうふうにやっていくという方向をこれから目指していかれるのかどうか、そういうお気持ちがおありかどうかを最後にお尋ねをしておきたいと思っております。

熊高委員長 答弁を求めます。  
児玉市長。

児玉市長 この問題はかつての同和対策事業の法ができとった時代のものですが、国は一般行政に移行するということは実際やっております。そういう中で、この隣保館制度というのはやはり残っておるわけで、これ人権の、我々のこれは人権啓発の拠点というように考えておるわけですが、そういう点で隣保館の運営費とか人件費とかというの補助があるわけですが、ただいまご指摘のように、市全体を合理化する中で、この人権会館のスタッフのあり方とか運営の仕方とか、

そういうものをやっぱり順次改革の必要があるろうということはご指摘のとおり、これは総合的な合理化の中で、その制度そのものをなくするんでなしに、人を集中的に配置をしながらむだのない人の配置をすとか、そういう方法は今後ご指摘のように考えていく必要があるろうと思います。

特にかつての同和対策事業については合併協定の中で、もう一般施策に移行するという基本方針が出ておりますので、解放同盟に対する、いわゆる補助金等についても、当初合併当時は1,500万あったわけですが、現在3年目で800万まで補助金も切っております。ほかの団体については1割ずつ年々切ってきたわけですが、この件については約3年で半分になったと、このように解釈をしていただければ、多少の努力も認めていただけるんじゃないだろうか、このように思いますし、今後ともこれは一般施策に移行するという基本線がございますので、努力をしていく必要があるろうと思いますし、もうほとんど一般施策に移行はしておりますが、18年度中に3つほど残っております職業訓練と各種学校の支度金と、それからそのほかに各種学校の技能習得、それから自動車の運転免許と、この4つが残っておりますが、これはもう18年度で全部廃止すると、18年度中に廃止するというところで決定をしております。1つだけ残るのが高齢者の援護資金というのが残ります。これも19年度中にはゼロにすると、こうすることで19年度にはその就業資金とか学校への技能習得のための資金とかいうのは、それを卒業するまでは続けちゃならないけんという問題がありますので、新しい制度へはもう全然的せておりませんが、残ったのがもう18年度で全部ゼロにするということにしております。

そういうことで、援護資金等についても19年度には一切制度そのものがなくなると、こういうように我々は考えておりますので、そういう点では我々も努力をしてきたということも一つ評価をいただければというように考えております。

そういうことで、関連して隣保館の問題についても総合的な合理化の中で人員の配置とか、そういうものは当然考えとかないけんというように考えております。

熊高委員長 答弁を終わります。

亀岡委員。

亀岡委員 とりわけ同和行政が行われている段階での会館なり隣保館の設置というようなことがありました経緯、経過、そこを踏まえての今日的な考え方を示されたというふうに思います。

それは当然のこととして、さらには人権行政全体の、向原町とあとの5町の関係について申し上げてお伺いしたんですけども、先ほど来ありますように、この使用とか利用とかいったような面についても今後、課長の説明ありましたがいろいろなそれはあり方が出てくると思うんですが、いずれにしましても今ありますものをあしたの日には切って投げる

と、そういうことをしなさいと言ってるわけじゃあないんですよ。くどいようですが、平準化を求めていくとか、改革を今、市長の方も申されましたが、具体的に進めて安芸高田市民全体から格差を感じられない行政のあり方にしていきたいということでありまして、市長がそういう方向をやっていこうと思うとると言われますので、素直に受けとめまして終わらせていただきたいと思います。

以上です。

熊高委員長 ほかに質疑ありませんか。

岡田委員。

岡田委員 その制度をなくするというは初めて市長の言葉聞いたわけですが、その制度的の一般対策に移行するという意味は、必要なものを皆切れという意味じゃない、一般対策の人を、この低所得者に対しての問題に対しては当然必要なものは一般対策として続けと、こういうことですから、一般対策というのは何も何でも何はぶち切れと、こういう意味のもんじゃないんですよ。一般事業として高齢者でもひとり暮らしで困るとるというか、まあまあそうですよね、低所得者、困るとる人は一般的に全部広く救済という意味ですが、そののと履き違えとってじゃないですか。

熊高委員長 答弁を求めます。

児玉市長。

児玉市長 一般的な福祉の関係の一般対策というのは、これは当然やっていかにかいけん問題。先ほど言いました高齢者への補助金というのは同和対策事業であった補助金であります。これも、これだけ最後残るんですが、これも19年度には廃止するというので、それが廃止して、それじゃ低所得者対策をどうするかという問題もまた出てくるかもわかりませんが、それは今度は一般対策の低所得者対策で救済をしていくというように解釈をしていただきたいと思います。

熊高委員長 答弁を終わります。

岡田委員。

岡田委員 いやいや、そらそうなんですよ。ただ、そらそうなんじゃけ、現在あるのは、今のように旧町の名残というか、古い体制のものがそのまま引き継がれたから、この5つにわたっての扶助制度が残るとるんですよ。例規集に載っておりますからそのとおりなんですけど、この現在支給されるところの向原町はそれが該当せんという状況があるわけですね。それは制度がなかったんだから。ある町がそのまま持つてきとるわけですから。そやから、2年経過しとりますから、その問題はもとには戻りませんけども、その当時に一般対策に移行せえというのは、言うなればこの分は廃止して、そして一般対策にしたらその底辺を広げてというのがあったわけですよ。それも2年たっておりますからどうのこうのできませんけども、こういう支給状況の中で、支給されとる中で、合併はしたけどもそういう、ある町が支給対象にはならない、これは言うなればおかしな合併だったわけですよ、考えてみれば。本来はいい制度があるとこ

るへ、住民のサービスはいいところへ。ですから、自治体が電気料を払いよる問題やら、固定資産税の問題やら、それから納税組合の奨励金の問題にしても、きょうもいろんな問題いっぱい出ましたけれども、本来は住民の負担は少ないとこへさっと合わせて、サービスは高いところに合わせて、合併して、さあこれじゃあ物すごい財源要るじゃないかというところから見直しゃあ皆わかりやすかったね。だから、今でもそういう問題が、電気料の問題にしてもいろんな問題がたくさんありますけども、一番住民の負担のかからんサービスのいいところへ基準に合わせて予算措置をされて、これじゃあこれだけ金かかるっていうような、明らかにすればそれからスタートすりゃええんです。

その問題については市長さんとしてはどがにいい考えとるですか。まだいろんな問題がある。

熊高委員長 答弁を求めます。

児玉市長。

児玉市長 いいものは全部高いところへ合わせていうようなお話もあるわけですが、合併の過程でなかなか足並みがそろえられなかったものもある、いまだにやっぱり足並みがそろうとらんところもあるわけですが、先ほど申し上げましたように、同和対策事業で引き継いできた支援金と援護金は、ほぼ18年度で全部正常化するということと、19年度最後まで残ったのが、先ほど申し上げましたように高齢者の援護金、これも19年度で。これ一般施策に全部移行したということになるわけですが、やっぱりいろいろ難しい問題がございまして、一遍さあにぴしゃっとできんところもあるんで、合併して3年目でようやく合併のときの約束が方向づけができたかなあというような気がするわけですが、これそれぞれ市民が相手でございますので、なかなか切って投げられんともあったということでございます。

今後は、ご指摘のとおり到我々も努力していきたいというように思います。

熊高委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑がありますか。

赤川委員。

赤川委員 先ほどの田中議員さんの関連でございますが、1件ほどお尋ねします。

外国人登録者が443名ということでございましたが、そして今人口減になりつつある中で、資格といたしますか、永住者あるいはまた就労者、あるいはまた留学生、留学の要件で来られとる人、そういったことの数字がわかれば教えてほしいと思います。

熊高委員長 答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 今、私の手元にある分につきましては、外国籍の方の国別の数値だけで、今言われた件につきましては資料を持ち合わせておりませんということでございます。

熊高委員長 答弁を終わります。

赤川委員。

赤川委員 資料を持ち合わせてないということで、資料があるのかないのか、それじゃ。

熊高委員長 答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 その方が、外国籍の方が今のどういうところで永住とかそういう分につきましては、ある程度その方のプライバシーとするところがございまして、それにつきましては資料の提出というのにつきましてはちょっと控えさせていただきたいと思います。済みませんが。

熊高委員長 答弁を終わります。

赤川委員。

赤川委員 プライバシーももちろんあると思いますけれども、仕事で来られるのか、あるいは永住であるのかというのが、これプライバシーになるんですか。就労で来ると、あるいは永住しとると、それを報告することがプライバシーにかかわるんですか。

熊高委員長 答弁を求めます。

佐々木市民生活課長 基本的にその、来られとるということで、就業形態とかというのが今の外国人の方が、外国籍の方が登録に来られるときにはそれを就業とかいうのはあるのはあるんですが、それが全部、学業とかいうのもあるのはあるんですが、それがどういうふうな形で利用されるかということであろうと思うんですが、その面について一つ一つを調べることはあるものもありましようし、ないものもありましようが、それをどう……。ちょっとよろしいですか。ちょっと休憩をお願いしたいんですが。

熊高委員長 答弁を終わり、暫時休憩といたします。25分まで休憩をいたします。

~~~~~

午後3時11分 休憩

午後3時25分 再開

~~~~~

熊高委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

先ほどの赤川委員に対する答弁を再度求めます。

佐々木市民生活課長。

佐々木市民生活課長 赤川議員さんの言われました、今の在留資格に関しての数につきましては、お出しすることはできます。先ほどちょっと私の方が早とちりをいたしましたところがございまして、大変失礼なことをしまして、ちょっと就労実態等の方に聞き間違ったというか、早とちりをしてしまったということがあったと思います。大変失礼いたしました。

その数につきましては、今そういうちょっと分けておりません。それをひらおうと思いましたら一枚一枚今から手作業になりますので、今回ちょっと今はお示しすることができませんので。ということでございます。

熊高委員長 以上でございます。  
佐々木市長 後ほど出すということですか。  
熊高委員長 はい。  
赤川委員 答弁を終わります。  
赤川委員 赤川委員。よくわかりました。また数字がぴしゃっとしたものがあれば、また提出していただきたいというように思います。終わります。  
熊高委員長 それでよろしいですか。  
熊高委員長 ほかに質疑ありませんか。  
〔質疑なし〕  
熊高委員長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
暫時休憩をいたします。

~~~~~  
午後3時26分 休憩
午後3時32分 再開
~~~~~

熊高委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
続いて、議案第53号、平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。  
執行部から要点の説明を求めます。  
福田福祉保健部長。  
福田福祉保健部長 失礼いたします。  
平成18年度の安芸高田市国民健康保険特別会計予算でございますが、予算書の103ページをお開きくださいませ。  
今回提案させていただいておりますこの予算につきましては、去る2月17日開催の安芸高田市国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして答申を受けたものでございます。  
平成18年度の安芸高田市国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億9,169万2,000円で、対前年比1.0%の増となっております。また、一時借入金の借り入れの最高額は7億円と定めさせていただくものでございます。  
それでは、概要についてでございますが、この予算立てますのに、本市は平成18年1月末現在、世帯数は1万3,054世帯、人口にいたしまして3万3,728名で、そのうち国民健康保険の加入状況は、世帯数が7,859世帯、対前年で22世帯の増でございます。被保険者数につきましては1万4,121名、対前年比で155名の減が加入しておりまして、世帯で約60%、人口で約42%となっております。また、全人口3万3,728名に対します65歳以上の人口は1万620人で、高齢化率は31.5%となっております。確実に高齢化が進んでおります。  
医療費の動向にあつては、医学、医療技術の進歩、生活習慣病など、

慢性疾患患者の増加等に伴いまして年々増加しており、依然として厳しい状況でございます。

今回この予算につきましては、過去の医療費の伸びを推計いたしまして医療費を積算をいたしております。被保険者の健康と安全を確保する上で安定的な運営を確保していくことが重要なことから、平成18年度におきましても国民健康保険事業健全化対策の諸事業を一層積極的に推進していくとともに、生活習慣病予防を中心といたしました保健事業を推進することといたしております。

まず、収納率向上対策の推進、また医療費適正化対策の推進、保健事業の推進、国民健康保険事業の現状、医療費の実態等について市民にしっかり知っていただくための啓発活動対策の推進、以上4点を重点事項といたしまして、被保険者の健康づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、所得の方が確定いたしますと国保の特別会計におきましては8月に本算定をする形となっておりますので、またそのときに運営協議会を開かせていただくような形となります。

詳細につきましては担当課長の方が説明いたしますので、よろしくお願いたします。

熊高委員長

続いて、担当課長の説明を求めます。

川井保健医療課長。

川井保健医療課長

それでは、失礼いたします。

国民健康保険の特別会計の要点の説明をさせていただきたいと思ます。

先ほど部長の方から世帯数また被保数の説明がございましたが、主要事業の説明書に掲げておりますページ数でいきますと23ページになろうかと思ます。ここの掲げてあります世帯数と被保数の数字が若干異なっております。よろしいでしょうか。部長が申しました数字は1月末現在の保険者数、世帯数を説明させていただきました。本予算につきましては、ここに掲げてありますように平均世帯数として7,800世帯、平均被保数として1万4,100人という数字でもって本予算を計上させていただいたところでございます。また、1万4,100人のうちの人数といたしましては、一般枠で5,600、退職者で3,575、老人で4,925人という被保険者の数で、健康と安全を確保する国民健康保険事業を行うための予算として計上させていただきました。

それでは、まず歳入の方から説明をさせていただきたいと思ます。予算書、ページ数でいきますと110ページの事項別明細書の方をお願いしたいと思います。110ページの方、歳入でございます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税でございます。目一般被保険者国民健康保険税でございますが、これは節の方で1から4節まででございます。医療費給付費分の現年度課税分と介護保険に係る現年度分、またそれぞれの滞納繰越分の計4節で予算を計上させていただいております。本年度は5億

9,837万1,000円の予算額でございまして、前年対比2,433万7,000円の減額計上でございます。

2目の方の退職被保険者等の国民健康保険税の方でございまして、節につきましては、先ほど申しましたように一般被保険者と同じように4節の項目で予算計上させていただいております。総計2億1,330万6,000円、前年対比2,390万1,000円の増額でございます。保険税そのものとしたしましては、予算計上額を8億1,167万7,000円、前年対比43万6,000円減額の予算計上をさせていただきました。

続きまして、111ページの方、3款国庫支出金の方をお願いしたいと思います。項1の国庫負担金でございまして、ここの主なものとしたしましては、目2の療養給付費等負担金でございまして、これにつきましては療養給付費、療養費、高額療養費等の基準額に34%の率で計上した金額でございまして、医療費給付費分としたしましては4億7,419万8,000円の予算計上であります。老人拠出金としたしましては、1億9,846万8,000円、介護納付金の方は6,216万円の計上であります。

また、3目の高額医療費共同事業負担金であります。これは高額医療費共同事業の医療拠出金の4分の1の予算計上でありまして、1,115万8,000円の予算計上であります。

続きまして、3款国庫支出金の方、目1の財政調整交付金でございまして、普通調整交付金としたしまして1億5,117万9,000円の計上でありまして、先ほど申しました基準額に、これはそれぞれ7%の率で計上したものでございまして、医療費給付費分にいたしましては9,667万1,000円、老人拠出金分は3,754万8,000円、介護納付金分としたしましては1,176万円の予算計上であります。

また、次のページ、112ページの方をお願いいたします。節2の特別調整交付金であります。これは1億6,949万8,000円でございますが、これは例年どおり原爆医療費の多額、また結核精神医療費の多額、医療費通知等で1億6,900万余りの予算計上をさせていただきました。

そして、4款の県支出金の方でございまして、目1の高額医療費共同事業負担金でございまして、これは高額医療費共同事業拠出金の4分の1の予算計上でございます。これは県の方の負担でございますが、1,115万8,000円の計上であります。

続きまして、項2の県補助金の方でございまして、目1の財政調整交付金であります。1億4,597万9,000円の計上でありまして、これも療養給付費、療養費、高額療養費の7%の予算計上であります。

続きまして、次ページの113ページの方をお願いしたいと思います。5款の療養給付費等の交付金であります。これは目1の療養給付費等交付金であります。これは退職者分にかかわるものでございまして、これは医療費給付費分としたしまして10億2,989万2,000円、また老人拠出金としたしましては1億5,000万の予算計上をさせていただきました。これはそれぞれの退職医療給付費から退職国保税を引いた額が医療費給付費

分として予算計上させていただきました。また、老人保健拠出金分につきましては、社会報酬支払い基金の方からの内々の予算額を計上させていただいております。

また、114ページ、次ページの方をお願いしたいと思います。7款の共同事業交付金であります。目1の高額医療費共同事業交付金であります。これは2,231万5,000円でございますが、これは高額医療費共同事業拠出金額の2分の1の予算計上であります。

また、次の8款の財産収入でございます。目1の利子及び配当金で70万円の予算を計上させていただきましたが、これは基金の利子配当金の予算を計上いたしました。

続きまして、9款の繰入金でございます。目1の方の一般会計繰入金でございますが、金額で1億8,085万9,000円の予算でございます。これは保険税軽減分といたしまして1億2,669万2,000円、また保険者の支援分といたしまして2,819万5,000円、また職員給与費等の繰入金が2,197万2,000円、また出産育児一時金繰入金といたしまして400万円の予算計上をさせていただきました。

次ページの115ページの方をお願いしたいと思います。9款の繰入金でございます。目1の財政調整基金繰入金でございますが、本年度は節の方、財政調整基金繰入金といたしまして2億7,140万4,000円の繰入金を予算計上させていただきました。

その次の10款の繰越金でございますが、これはまだ確定いたしておりませんので存目ということで計上させていただきました。

また、11の諸収入ということでございますが、一般被保険者の延滞金等でございますが、これ53万3,000円の予算計上をさせていただきとるところでございます。

また、次ページの116ページにつきましては存目でありまして、11款の雑入の方では節2の一般被保険者第三者納付金の50万を予算計上いたしております。これは交通事故等で国保の保険を使われた方から返ってくる金額を予算計上させていただきました。

以上が歳入の主たるものであります。

続きまして、歳出の方に移らせていただきたいと思います。歳出の方でございますが、主要施策の説明書の23ページの方をお願いしたいと思います。前書きのことは先ほど冒頭に説明をいたしましたのではしよらせていただきまして、ここの6項目について説明をさせていただきたいと思います。

予算書の方でページ数は119ページからなるうかと思っております。療養諸費でございますが、総計23億6,817万6,000円の予算計上でありまして、一般被保険者、退職者等の医療費7割相当分の予算を計上させていただいたものであります。

続きまして、高額療養費の方でございますが、2億4,192万6,000円でございますが、一般被保険者、退職被保険者等の高額医療の負担に係る

ものを負担金の方で予算計上させていただいておるところであります。

続きまして、121ページの方をお願いしたいと思います。121ページの方の老人保健拠出金であります。これも老人保健特別会計の方へ拠出する金額でありまして、7億320万円の予算計上をさせていただきました。

続きまして、介護納付金の方でございますが、これも介護納付金といたしまして1億6,800万円を予算計上いたしております。これら拠出金につきましては支払い基金への支払いでございます。

続きまして、共同事業拠出金でございます。共同事業拠出金につきましては4,463万1,000円の拠出でございますが、これは国保連合会の方へ高額医療に対するものとして拠出するものであります。

続きまして、122ページに移らせていただきたいと思っております。款、保健事業費でございますが、この方は保健衛生普及費といたしまして1,142万2,000円、また疾病予防の方で1,558万5,000円、計2,700万7,000円の予算計上ですが、疾病予防費の方につきましては委託料で800万の予算計上をいたしておりますが、これは吉田病院にお願いしとります1日人間ドックに係る委託料であります。

また、19の負担金補助及び交付金ですが、これは総合健診にかかります国保被保険者分の費用を負担するものであります。

また、前後しますが保健衛生普及費の方でございますが、これにつきましては運動教室、またことし3年目になろうかと思っておりますが、18年度で、健康まつり、また肥満予防教室、プール健康教室等々の経費を予算計上させていただきました。

以上、簡単でございますが要点の説明を終わらせていただきたいと思っております。以上、よろしく願いいたします。

熊高委員長

以上で説明を終わり、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

熊高委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で、本日の審査日程は全部終了いたしました。

次回は、明16日午前10時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労でした。ありがとうございました。

~~~~~

午後3時49分 散会